

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月27日
【事業年度】	第92期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 青柳 俊一
【本店の所在の場所】	千葉市美浜区幸町2丁目1番2号
【電話番号】	千葉（043）243局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 梅田 仁司
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階 株式会社千葉興業銀行 東京事務所
【電話番号】	東京（03）5695局1511番（代表）
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 石川 和雄
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 （東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)
連結経常収益	百万円	53,810	52,424	52,416	53,990	52,555
連結経常利益	百万円	6,301	6,736	9,859	11,046	11,864
連結当期純利益	百万円	5,432	7,436	8,066	8,675	8,555
連結包括利益	百万円	-	4,223	8,543	16,482	7,960
連結純資産額	百万円	124,750	127,554	134,678	181,741	126,493
連結総資産額	百万円	2,215,010	2,256,208	2,312,063	2,405,813	2,397,895
1株当たり純資産額	円	727.94	783.56	920.33	1,207.85	1,289.27
1株当たり当期純利益金額	円	79.20	118.76	131.19	137.11	124.37
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	48.56	60.21	65.70	64.63	76.11
自己資本比率	%	5.56	5.59	5.75	7.47	5.18
連結自己資本利益率	%	4.76	5.96	6.22	5.54	5.62
連結株価収益率	倍	9.24	4.01	3.68	6.63	5.75
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	40,188	59,087	17,239	28,331	86,807
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	40,375	10,520	27,856	1,426	19,288
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	1,421	5,620	1,419	35,385	67,456
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	27,460	70,439	24,104	32,839	71,626
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,438 [1,101]	1,452 [1,096]	1,412 [1,103]	1,368 [1,095]	1,371 [1,115]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の連結子会社を除き税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
経常収益	百万円	45,506	44,020	43,924	45,791	44,278
経常利益	百万円	5,943	6,788	9,032	10,177	10,628
当期純利益	百万円	5,430	7,631	7,716	8,265	8,053
資本金	百万円	57,941	57,941	57,941	57,941	57,941
発行済株式総数						
普通株式	千株	50,722	50,722	50,722	50,722	50,722
優先株式		23,400	23,400	23,400	29,800	12,650
純資産額	百万円	120,697	123,710	130,285	176,747	121,917
総資産額	百万円	2,188,232	2,235,383	2,294,549	2,388,871	2,382,230
預金残高	百万円	2,007,015	2,056,282	2,117,799	2,161,259	2,206,969
貸出金残高	百万円	1,530,549	1,566,881	1,616,159	1,658,746	1,724,489
有価証券残高	百万円	504,255	504,306	531,414	541,496	521,311
1株当たり純資産額	円	676.00	735.48	865.27	1,144.63	1,240.80
1株当たり配当額						
普通株式	円	-	-	-	-	3.00
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第一回第一種優先株式		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第二回第二種優先株式		104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第三回第三種優先株式		45.15	45.15	45.15	45.15	-
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	-
第四回第四種優先株式		-	-	-	48.22	220.00
(内1株当たり中間配当額)		-	-	-	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額	円	79.15	122.60	124.27	129.02	114.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	48.53	61.91	62.65	61.38	71.35
自己資本比率	%	5.51	5.53	5.67	7.39	5.11
自己資本利益率	%	4.59	6.20	6.01	5.83	6.24
株価収益率	倍	9.24	3.89	3.89	7.05	6.25
配当性向	%	-	-	-	-	2.62
従業員数	人	1,214	1,230	1,205	1,175	1,195
[外、平均臨時従業員数]		[921]	[914]	[918]	[911]	[929]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【沿革】

昭和27年1月	株式会社千葉興業銀行設立（昭和27年1月18日設立登記、資本金5,000万円、本店千葉市）
昭和45年12月	外国為替業務取扱開始
昭和47年3月	現本店竣工
昭和47年9月	東京証券取引所市場第二部上場
昭和48年8月	東京証券取引所市場第一部上場
昭和49年5月	事務センター竣工
昭和49年8月	預金オンライン稼働
昭和52年4月	為替オンライン稼働
昭和54年4月	千葉保証サービス株式会社（現・連結子会社 ちば興銀カードサービス株式会社）設立
昭和57年4月	金売買業務開始
昭和57年12月	千葉総合リース株式会社設立（現・連結子会社）
昭和58年2月	ちば興銀ユーシーカード株式会社（現・連結子会社 ちば興銀カードサービス株式会社）設立
昭和58年4月	国債等公共債の窓口販売業務開始
昭和58年6月	融資オンライン稼働
昭和59年8月	海外コルレス業務の認可を取得
昭和60年6月	国債等公共債のディーリング業務開始
昭和60年10月	日本銀行一般代理店業務開始（稲毛支店）
昭和61年1月	ちば興銀ビジネスサービス株式会社設立（現・連結子会社）
昭和62年7月	海外コルレス包括契約の認可を取得
昭和63年7月	ちば興銀ファイナンス株式会社設立
昭和63年9月	第一回国内無担保転換社債100億円発行
平成元年10月	ニューヨーク駐在員事務所開設
平成3年7月	ちば興銀コンピュータソフト株式会社設立（現・連結子会社）
平成7年7月	ちば興銀総合管理株式会社設立
平成10年6月	ニューヨーク駐在員事務所閉鎖
平成10年12月	証券投資信託の窓口販売業務開始
平成11年9月	第一回第一種優先株式50億円発行
平成12年3月	ちば興銀総合管理株式会社清算
平成12年8月	第二回第二種優先株式200億円発行
平成12年9月	第三回第三種優先株式600億25百万円発行
平成13年4月	損害保険窓口販売業務開始
平成14年2月	確定拠出年金（企業型年金）業務開始
平成14年9月	ちば興銀ファイナンス株式会社特別清算
平成14年10月	生命保険窓口販売業務開始
平成16年10月	基幹系システムのNTTデータ地銀共同センターへの移行
平成16年12月	証券仲介業務開始
平成21年1月	千葉保証サービス株式会社とちば興銀ユーシーカード株式会社が合併、商号をちば興銀カードサービス株式会社に変更（現・連結子会社）
平成25年1月	第四回第四種優先株式320億円発行
平成25年7月	第三回第三種優先株式全株を取得及び消却

3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社4社で構成され、銀行業務を中心に信用保証業務、クレジットカード業務及びリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当連結会計年度の間接連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

[銀行業]

当行の本店ほか支店においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、地域に密着した営業活動を積極的に取り組んでおり、総合的に銀行業務を展開しております。

[リース業]

連結子会社の千葉総合リース株式会社においては、リース業務を営んでおります。

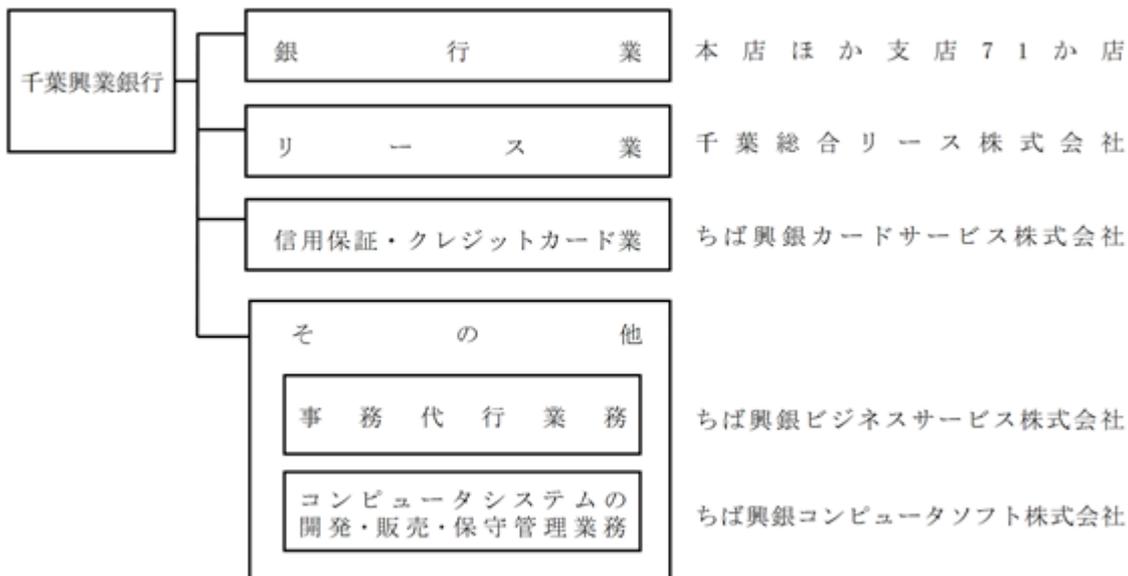
[信用保証・クレジットカード業]

連結子会社のちば興銀カードサービス株式会社においては、信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務を営んでおります。

[その他]

その他の連結子会社においては、銀行に付随・従属する各種業務を受託しているほか、コンピュータシステムの開発・販売業務等を行い、当行グループの業務の充実に努めております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有)割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) ちば興銀カード サービス株式 会社	千葉市中央区	100	信用保証・クレ ジットカード業 (信用保証業務・ クレジットカード 業務・一般貸金業 務)	所有 100.0 (-) [-]	2 (-)	-	預金取引 保証取引	提出会社よ り建物の一 部賃借	-
ちば興銀ビジネ スサービス株式 会社	千葉市美浜区	10	その他(事務代行 業務)	100.0 (-) [-]	1 (-)	-	預金取引 事務代行	提出会社よ り建物の一 部賃借	-
千葉総合リース 株式会社	千葉市中央区	90	リース業(リース 業務)	26.1 (21.1) [50.0]	1 (-)	-	金銭貸借 預金取引 リース取引	-	-
ちば興銀コン ピュータソフト 株式会社	千葉市美浜区	30	その他(コン ピュータシステム の開発・販売・保 守管理業務)	55.0 (50.0) [45.0]	- (-)	-	預金取引 システム開 発	提出会社よ り建物の一 部賃借	-
(その他の関係 会社) 株式会社みずほ フィナンシャル グループ (注)1	東京都 千代田区	2,254,972	金融持株会社	被所有 20.8 (20.8) [0.0]	-	-	-	-	-
株式会社みずほ 銀行 (注)1	東京都 千代田区	1,404,065	銀行業	18.9 (-) [0.0]	-	-	預金取引 業務委託 コルレス	-	ATM提携

(注)1.平成25年7月1日付で、株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行の合併に伴い、当行は株式会社みずほ銀行の持分法適用関連会社となっております。この結果、当行は、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほ銀行の持分法適用関連会社となっております。

2.「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

3.上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社は株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほ銀行であります。

4.「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

5.「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

6.千葉総合リース株式会社については、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報におけるリース業の経常収益の全てを占めているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	信用保証・クレジットカード業	その他	合計
従業員数(人)	1,195 [929]	19 [8]	17 [24]	140 [154]	1,371 [1,115]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,114人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成26年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
1,195 [929]	37歳7月	14年7月	5,879

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員927人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合は、千葉興業銀行従業員組合と称し、組合員数は977人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。
6. 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員10人は従業員数に含まれております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気回復を重視する各種の政策効果もあり、輸出関連企業を中心とする収益の改善、設備投資の増加、雇用情勢の持ち直しが見られ、緩やかな回復基調となりました。

当行が営業基盤とする千葉県経済におきましても、新規自動車登録台数や新規住宅着工戸数等が増加、雇用も改善傾向が見られ、また企業倒産件数が低い水準で推移するなど、国内景気同様、回復の兆しが伺えました。

このような金融経済環境のもと、当行は平成25年度より、3ヵ年にわたる中期経営計画「変革・成長戦略“2nd Stage”」を掲げ、経営課題に対応する具体的な戦略施策を積極的に展開してまいりました。

その結果、当行グループの業績につきましては、次の通りとなりました。

業容面につきましては、預金残高は、個人預金の増加を中心に、平成25年3月末比457億円増加して2兆1,990億円となりました。貸出金残高は、コンサルティングによる資金需要の掘り起こしや、お取引先の資金ニーズへ前向きに取り組んだ結果、平成25年3月末比651億円増加して1兆7,201億円となりました。有価証券残高は、ポートフォリオの改善を図り一部債券の圧縮を行ったことから、平成25年3月末比201億円減少して5,210億円となりました。

損益面におきましては、お客さまの資産運用ニーズへきめ細やかな提案に努めた結果、投資信託や保険商品の販売増加による役務取引等収益が増加いたしました。一方、法人や個人事業主の経営課題解決に向けた情報提供やご提案などコンサルティング活動を積極的に展開した結果、貸出金は順調に増加しましたが、市場金利が低位で推移したことから、資金運用収益は減少しました。また、国債等債券売却益の減少もあり、経常収益は、前連結会計年度比14億34百万円減少の525億55百万円となりました。経常費用は、前連結会計年度に信託受益権償却費計上や第四回第四種優先株式に係る新株発行費発生があったこと、有価証券に係る損失が減少したことなどにより、前連結会計年度比22億52百万円減少の406億91百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比8億18百万円増加の118億64百万円となりました。また、税制改正の影響により繰延税金資産の取崩しが発生したことから法人税等合計額が前連結会計年度比増加し、当期純利益は、前連結会計年度比1億19百万円減少の85億55百万円となりました。

セグメント情報ごとの業績の状況につきましては、次のとおりであります。なお、当連結会計年度の中間連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

銀行業の経常収益は前連結会計年度比15億13百万円減少して442億78百万円、セグメント利益は前連結会計年度比4億50百万円増加して106億28百万円となりました。リース業の経常収益は前連結会計年度比4億13百万円増加して84億14百万円、セグメント利益は前連結会計年度比3億39百万円増加して4億40百万円となりました。信用保証・クレジットカード業の経常収益は前連結会計年度比1億88百万円増加して23億4百万円、セグメント利益は前連結会計年度比46百万円減少して11億37百万円となりました。また、その他の事業の経常収益は前連結会計年度比1億51百万円減少して24億22百万円、セグメント利益は前連結会計年度比5百万円減少して1億49百万円となりました。

なお、連結自己資本比率（国内基準）は、平成26年3月末より新基準（パーゼル）で算出しており、8.91%となりました。

・キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前当期純利益が117億円、貸出金の増加が651億円、預金の増加が457億円、コールローン等の減少が821億円あったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは868億円（前連結会計年度比1,151億円増加）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券の売却・償還による収入1,640億円、有価証券の取得による支出1,428億円、有形固定資産取得による支出11億円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは192億円（前連結会計年度比178億円増加）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

第三回第三種優先株式を取得し消却（公的資金の返済）したことによる支出602億円、劣後特約付借入金の返済による支出55億円、配当金支払17億円等により、財務活動によるキャッシュ・フローは674億円（前連結会計年度比1,028億円減少）となりました。

この結果、当連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高は716億円（前連結会計年度比387億円増加）となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、国内業務部門で292億円、国際業務部門で3億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で290億円となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門で62億円、国際業務部門で0.3億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で61億円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門で14億円、国際業務部門で5億円となり、合計で19億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	30,496	289	401	30,384
	当連結会計年度	29,247	313	501	29,059
うち資金運用収益	前連結会計年度	31,974	320	519	31,775
	当連結会計年度	30,644	363	605	30,402
うち資金調達費用	前連結会計年度	1,478	30	118	1,391
	当連結会計年度	1,396	50	104	1,342
役務取引等収支	前連結会計年度	6,058	90	79	5,888
	当連結会計年度	6,297	30	68	6,198
うち役務取引等収益	前連結会計年度	9,358	97	1,069	8,387
	当連結会計年度	9,828	102	1,033	8,897
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,299	188	989	2,498
	当連結会計年度	3,531	132	964	2,699
その他業務収支	前連結会計年度	402	2,201	-	2,603
	当連結会計年度	1,432	557	-	1,989
うちその他業務収益	前連結会計年度	1,353	2,255	-	3,609
	当連結会計年度	1,621	587	-	2,208
うちその他業務費用	前連結会計年度	951	54	-	1,006
	当連結会計年度	189	29	-	218

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息を含めております。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用/調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は、貸出金及び有価証券を中心として、国内業務部門で2兆2,881億円、国際業務部門で370億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で2兆2,821億円となりました。資金運用勘定の利息は、国内業務部門で306億円、国際業務部門で3億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で304億円となりました。この結果、資金運用勘定の利回りは、国内業務部門で1.33%、国際業務部門で0.98%、内部取引による相殺消去後の合計で1.33%となりました。

資金調達勘定の平均残高は、預金取引を中心として、国内業務部門で2兆2,208億円、国際業務部門で375億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で2兆2,157億円となりました。資金調達勘定の利息は、国内業務部門で13億円、国際業務部門で0.5億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で13億円となりました。この結果、資金調達勘定の利回りは、国内業務部門で0.06%、国際業務部門で0.13%、内部取引による相殺消去後の合計で0.06%となりました。

国内業務部門、国際業務部門別には、次に記載しているとおりであります。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	2,259,921	31,974	1.41
	当連結会計年度	2,288,122	30,644	1.33
うち貸出金	前連結会計年度	1,600,380	26,032	1.62
	当連結会計年度	1,659,078	25,432	1.53
うち商品有価証券	前連結会計年度	137	1	1.14
	当連結会計年度	137	1	1.07
うち有価証券	前連結会計年度	517,467	5,632	1.08
	当連結会計年度	488,991	4,827	0.98
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	92,922	104	0.11
	当連結会計年度	46,561	55	0.12
うち預け金	前連結会計年度	16,494	78	0.47
	当連結会計年度	63,366	127	0.20
資金調達勘定	前連結会計年度	2,176,383	1,478	0.06
	当連結会計年度	2,220,876	1,396	0.06
うち預金	前連結会計年度	2,142,152	1,114	0.05
	当連結会計年度	2,189,751	1,061	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	7,522	3	0.05
	当連結会計年度	6,870	4	0.05
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	509	0	0.12
	当連結会計年度	415	0	0.12
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	1,135	0	0.07
うち借入金	前連結会計年度	26,199	352	1.34
	当連結会計年度	22,690	321	1.41

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の期首と期末の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	30,795	320	1.04
	当連結会計年度	37,069	363	0.98
うち貸出金	前連結会計年度	1,995	15	0.76
	当連結会計年度	6,494	46	0.71
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	24,339	253	1.04
	当連結会計年度	24,419	236	0.96
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	2,502	8	0.35
	当連結会計年度	3,421	9	0.28
うち預け金	前連結会計年度	157	5	3.73
	当連結会計年度	573	31	5.53
資金調達勘定	前連結会計年度	31,247	30	0.09
	当連結会計年度	37,597	50	0.13
うち預金	前連結会計年度	9,194	9	0.10
	当連結会計年度	8,502	18	0.21
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	1	0	0.22
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	1,097	4	0.39

(注) 1. 平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

2. 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去 額()	合計	小計	相殺消去 額()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,290,716	38,564	2,252,152	32,295	519	31,775	1.41
	当連結会計年度	2,325,192	43,006	2,282,185	31,008	605	30,402	1.33
うち貸出金	前連結会計年度	1,602,376	7,468	1,594,907	26,048	96	25,951	1.62
	当連結会計年度	1,665,573	6,396	1,659,177	25,478	79	25,399	1.53
うち商品有価証券	前連結会計年度	137	-	137	1	-	1	1.14
	当連結会計年度	137	-	137	1	-	1	1.07
うち有価証券	前連結会計年度	541,806	752	541,053	5,886	401	5,484	1.01
	当連結会計年度	513,410	752	512,657	5,064	501	4,563	0.89
うちコールローン及 び買入手形	前連結会計年度	95,424	-	95,424	113	-	113	0.11
	当連結会計年度	49,982	-	49,982	65	-	65	0.13
うち預け金	前連結会計年度	16,651	8,328	8,323	84	1	82	0.99
	当連結会計年度	63,939	7,900	56,039	159	1	157	0.28
資金調達勘定	前連結会計年度	2,207,630	38,423	2,169,206	1,509	118	1,391	0.06
	当連結会計年度	2,258,473	42,747	2,215,725	1,447	104	1,342	0.06
うち預金	前連結会計年度	2,151,346	8,941	2,142,405	1,123	1	1,121	0.05
	当連結会計年度	2,198,254	8,393	2,189,860	1,080	1	1,078	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	7,522	-	7,522	3	-	3	0.05
	当連結会計年度	6,870	-	6,870	4	-	4	0.05
うちコールマネー及 び売渡手形	前連結会計年度	509	-	509	0	-	0	0.12
	当連結会計年度	416	-	416	0	-	0	0.12
うち債券貸借取引受 入担保金	前連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	1,135	-	1,135	0	-	0	0.07
うち借入金	前連結会計年度	26,199	7,468	18,730	352	96	255	1.36
	当連結会計年度	23,788	6,396	17,392	325	79	246	1.41

(注) 1. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用勘定及び資金調達勘定の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息を含めております。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、国内業務部門で98億円、国際業務部門で1億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で88億円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門で35億円、国際業務部門で1億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で26億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	9,358	97	1,069	8,387
	当連結会計年度	9,828	102	1,033	8,897
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,093	-	2	1,090
	当連結会計年度	1,004	-	2	1,001
うち為替業務	前連結会計年度	1,694	89	2	1,781
	当連結会計年度	1,685	94	2	1,776
うち証券関連業務	前連結会計年度	377	-	-	377
	当連結会計年度	467	-	-	467
うち代理業務	前連結会計年度	1,054	-	-	1,054
	当連結会計年度	1,286	-	-	1,286
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	227	-	0	227
	当連結会計年度	221	-	0	221
うち保証業務	前連結会計年度	1,690	6	989	707
	当連結会計年度	1,674	6	964	716
役務取引等費用	前連結会計年度	3,299	188	989	2,498
	当連結会計年度	3,531	132	964	2,699
うち為替業務	前連結会計年度	339	14	-	353
	当連結会計年度	339	17	-	356

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	2,152,196	9,062	7,992	2,153,266
	当連結会計年度	2,198,515	8,454	7,929	2,199,040
うち流動性預金	前連結会計年度	1,122,209	-	3,192	1,119,017
	当連結会計年度	1,183,388	-	3,429	1,179,959
うち定期性預金	前連結会計年度	1,024,793	-	4,800	1,019,993
	当連結会計年度	1,008,963	-	4,500	1,004,463
うちその他	前連結会計年度	5,193	9,062	-	14,256
	当連結会計年度	6,163	8,454	-	14,617
譲渡性預金	前連結会計年度	5,170	-	-	5,170
	当連結会計年度	8,540	-	-	8,540
総合計	前連結会計年度	2,157,366	9,062	7,992	2,158,436
	当連結会計年度	2,207,055	8,454	7,929	2,207,580

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 相殺消去については、当行と連結子会社の内部取引は相殺消去しております。

(5) 貸出金残高の状況

業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,654,970	100.00	1,720,148	100.00
製造業	169,505	10.24	171,863	9.99
農業, 林業	4,713	0.29	5,222	0.30
漁業	47	0.00	273	0.02
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2,774	0.17	2,832	0.16
建設業	80,821	4.88	83,696	4.87
電気・ガス・熱供給・水道業	6,787	0.41	6,810	0.40
情報通信業	8,284	0.50	8,805	0.51
運輸業, 郵便業	63,302	3.83	68,038	3.96
卸売業, 小売業	182,044	11.00	169,722	9.87
金融業, 保険業	51,872	3.14	74,525	4.33
不動産業, 物品賃貸業	365,961	22.11	370,740	21.55
各種サービス業	172,667	10.43	176,483	10.26
地方公共団体	27,666	1.67	26,662	1.55
その他	518,519	31.33	554,469	32.23
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,654,970		1,720,148	

(注) 1. 「国内」とは当行及び連結子会社であります。

2. 当行と連結子会社との間の内部取引は相殺消去しております。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	184,435	-	-	184,435
	当連結会計年度	168,968	-	-	168,968
地方債	前連結会計年度	63,790	-	-	63,790
	当連結会計年度	54,275	-	-	54,275
社債	前連結会計年度	210,377	-	-	210,377
	当連結会計年度	195,125	-	-	195,125
株式	前連結会計年度	23,701	-	752	22,949
	当連結会計年度	27,896	-	752	27,143
その他の証券	前連結会計年度	39,975	19,688	-	59,663
	当連結会計年度	42,818	32,720	-	75,539
合計	前連結会計年度	522,280	19,688	752	541,215
	当連結会計年度	489,083	32,720	752	521,051

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	37,589	36,098	1,491
経費 (除く臨時処理分)	24,017	24,079	62
人件費	10,642	10,727	85
物件費	12,075	12,263	188
税金	1,299	1,088	211
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	13,572	12,019	1,553
一般貸倒引当金繰入額	325	3,508	3,833
業務純益	13,897	8,510	5,387
うち債券関係損益	1,615	1,222	393
臨時損益	3,719	2,117	5,836
株式等関係損益	20	453	433
不良債権処理額	2,997	567	3,564
貸出金償却	1,614	1,214	400
個別貸倒引当金繰入額	1,155	2,122	3,277
その他の債権売却損等	227	339	112
償却債権取立益	1,492	1,623	131
その他臨時損益	2,234	526	1,708
経常利益	10,177	10,628	451
特別損益	127	88	39
うち固定資産処分損益	70	31	39
税引前当期純利益	10,050	10,540	490
法人税、住民税及び事業税	550	556	6
法人税等調整額	1,235	1,931	696
法人税等合計	1,785	2,487	702
当期純利益	8,265	8,053	212

(注) 1. 業務粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

5. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	8,745	8,884	139
退職給付費用	1,702	1,692	10
福利厚生費	179	182	3
減価償却費	1,889	2,064	175
土地建物機械賃借料	1,941	1,857	84
営繕費	64	43	21
消耗品費	293	262	31
給水光熱費	208	220	12
旅費	22	27	5
通信費	263	273	10
広告宣伝費	209	258	49
租税公課	1,299	1,088	211
その他	8,177	8,271	94
計	24,998	25,130	132

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.41	1.34	0.07
(イ) 貸出金利回	1.62	1.53	0.09
(ロ) 有価証券利回	1.08	0.98	0.10
(2) 資金調達原価	1.14	1.12	0.02
(イ) 預金等利回	0.05	0.04	0.01
(ロ) 外部負債利回	1.29	1.71	0.42
(3) 総資金利鞘	-	0.22	0.05

(注) 1. 「国内業務部門」とは円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	9.58	9.31	0.27
業務純益ベース	9.81	6.59	3.22
当期純利益ベース	5.83	6.24	0.41

4. 預金・貸出金の状況 (単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (未残)	2,161,259	2,206,969	45,710
預金 (平残)	2,151,346	2,198,254	46,908
貸出金 (未残)	1,658,746	1,724,489	65,743
貸出金 (平残)	1,600,055	1,663,679	63,624

(2) 個人・法人別預金残高 (国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	1,718,071	1,743,934	25,863
法人	443,187	463,035	19,848
計	2,161,259	2,206,969	45,710

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	545,208	581,382	36,174
その他ローン残高	11,930	13,594	1,664
計	557,139	594,977	37,838

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,348,289	1,414,280	65,991
総貸出金残高	百万円	1,658,746	1,724,489	65,743
中小企業等貸出金比率	/ %	81.28	82.01	0.73
中小企業等貸出先件数	件	72,032	74,126	2,094
総貸出先件数	件	72,325	74,435	2,110
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.59	99.58	0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	-	-	-	-
信用状	77	603	82	386
保証	341	18,305	289	13,985
計	418	18,908	371	14,371

6. 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	5,484	4,298,765	5,500	4,391,083
	各地より受けた分	8,011	4,455,517	7,561	4,494,988
代金取立	各地へ向けた分	55	110,727	49	146,180
	各地より受けた分	2	1,934	2	1,852

7. 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	1,013	954
	買入為替	120	111
被仕向為替	支払為替	712	661
	取立為替	42	38
計		1,889	1,765

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成26年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.91
2. 連結における自己資本の額	1,293
3. リスク・アセットの額	14,515
4. 連結総所要自己資本額	580

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成26年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	8.60
2. 単体における自己資本の額	1,232
3. リスク・アセットの額	14,316
4. 単体総所要自己資本額	572

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成25年3月31日	平成26年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	67	57
危険債権	361	287
要管理債権	79	86
正常債権	16,608	17,329

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行は、平成25年度からの3ヵ年にわたる中期経営計画「変革・成長戦略“2nd Stage”」に基づき、当行の目指すべき姿である「地域の お客さまの ベスト・コンサルタント」の実現に向け、強固な経営基盤の構築と『新ちば興銀』の確立を目指し、“コア顧客”を支柱とした「顧客基盤」の再構築をコア戦略として、具体的な戦略を展開してまいりました。

その結果、当1年間におきましては収益計画を達成することができましたが、一方で市場金利が低位で推移し、トップライン収益の減少傾向が続いております。また、新たな自己資本規制(バーゼル)への対応から、自己資本のさらなる充実を図ることも必要であると認識しております。

これらの経営課題に対処するため、引き続き中期経営計画に基づき、強固な経営基盤の構築と『新ちば興銀』の確立を目指して、「収益力・収益構造の革新」「効率性・生産性の革新」「組織力・人材の革新」の3つの重点課題に、全行一丸となって取り組んでまいります。

「収益力・収益構造の革新」取り組み状況

平成25年においては、コンサルティング機能の発揮に向け、多様化する顧客ニーズの集積を重点課題とした全行的取組みを実施。「ソリューション支援室」増強や「事業戦略部」設置により営業店サポート体制を強化し、集積した課題・ニーズの解決に向けたご提案を、今後、積極的に実施してまいります。

「効率性・生産性の革新」取り組み状況

平成25年度における営業店BPRの検討と試行を経て、一層の効率化・生産性向上を図るため「BPR推進室」を新たに設置。営業体力の増強とシステム・ツールの充実等により、今後、より「質」の高い営業活動を展開してまいります。

「組織力・人材の革新」取り組み状況

若年層・中間層人材の底上げとコンサルティング能力向上を中心とする人材育成の取組みを強化してまいりました。人事諸制度の見直し実施等もあわせ、「変革と挑戦」を続ける強靱な組織の構築に、引続き取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 主として財務面に係るリスク

不良債権処理等に係るリスク

景気の低迷、取引先の業況悪化、不動産価格の下落等による担保・保証価値の下落等によって、与信関係費用の更なる計上等の追加的損失が発生する可能性があります。

保有資産等に係るリスク（市場リスク）

株価・金利動向により、保有有価証券に係る評価損・売却損等の追加的損失が発生する可能性があります。

(2) 事業戦略や業務運営に係るリスク（事業・競争戦略リスク、オペレーショナルリスク）

業務範囲の拡大に伴う新たなリスクの発生

規制緩和により新しい分野へ業務範囲を広げており、経験したことの無い新たなリスクに直面する可能性があります。

重大な事務リスクの発生

不適切な事務処理、あるいは事務処理上の事故等により、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

個人情報等の漏洩

多くのお客様との取引を通じて多量の個人情報を保有しており、コンピュータシステムへの外部からの不正侵入や事故等により、個人情報や経営情報が外部に漏洩した場合、信用を失墜し業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

(3) 金融業界を取り巻く諸環境の変化に係るリスク

法律、会計制度や規制の改正

法律、規則、会計制度、実務慣行等に従って業務を遂行しており、これらの改正や運用方針の変更により、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

金融業界の競争激化

規制緩和等により他業種から金融業への参入が可能となり、金融業界の競争が激化する恐れがあります。

災害等の発生

主要な事業拠点やシステム拠点がある地域において、大規模地震等の災害等が発生した場合、業務運営に支障を来す恐れがあります。

風説・風評の発生

銀行業は預金者等お客様からの信用を基礎としているため、事実に基づかない風説・風評が発生した場合、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

(1) 経営成績の分析

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金運用収支	30,384	29,059	1,325
資金運用収益	31,775	30,402	1,373
資金調達費用	1,391	1,342	49
役務取引等収支	5,888	6,198	310
役務取引等収益	8,387	8,897	510
役務取引等費用	2,498	2,699	201
その他業務収支	2,603	1,989	614
その他業務収益	3,609	2,208	1,401
その他業務費用	1,006	218	788
連結業務粗利益(= + +)	38,876	37,248	1,628
営業経費	25,255	25,162	93
その他経常収支	2,574	221	2,353
うち株式等関係損益	20	453	433
その他経常収益	10,217	11,046	829
その他経常費用	12,792	11,268	1,524
うち貸倒償却引当費用	2,817	2,201	616
経常利益(= - +)	11,046	11,864	818
特別損益	127	88	39
特別利益	-	-	-
特別損失	127	88	39
税金等調整前当期純利益(= +)	10,918	11,776	858
法人税等合計	2,102	2,903	801
少数株主利益	141	317	176
当期純利益(= - -)	8,675	8,555	120

主な収支

資金運用収支は、貸出金利息及び有価証券利息配当金が減少したことを主要因に、前連結会計年度比13億円減少して290億円となりました。

役務取引等収支は、生保代理店業務手数料及び投資信託販売手数料の増加等により、前連結会計年度比3億円増加して61億円となりました。

その他業務収支は、国債等債券関係損益の減少等により、前連結会計年度比6億円減少して19億円となりました。

以上の結果、連結業務粗利益は、前連結会計年度比16億円減少して372億円となりました。

経常利益

営業経費は、物件費が増加したものの、消費税等の税金が減少したことから、前連結会計年度並みの251億円となりました。

株式等関係損益は、株式等売却益の増加により、前連結会計年度比4億円増加して4億円となりました。
貸倒償却引当費用は、厳格な自己査定を実施した結果、前連結会計年度比6億円減少して22億円となりました。

以上の結果、経常利益は前連結会計年度比8億円増加して118億円となりました。

当期純利益

法人税等合計が前連結会計年度比8億円増加し、当期純利益は前連結会計年度比1億円減少して85億円となりました。

(2) 財政状態の分析

貸出金

貸出金残高は、コンサルティングによる資金需要の掘り起こしや、お取引先の資金ニーズへ前向きに取り組んだ結果、平成25年3月末比651億円増加して1兆7,201億円となりました。

有価証券

有価証券残高は、ポートフォリオの改善を図り一部債券の圧縮を行ったことから、平成25年3月末比201億円減少して5,210億円となりました。

預金

預金残高は、個人預金の増加を中心に、平成25年3月末比457億円増加して2兆1,990億円となりました。

純資産の部

純資産の部合計は、平成25年7月に第三回第三種優先株式の全株式を取得し消却（公的資金の返済）したため、平成25年3月末比552億円減少して1,264億円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前当期純利益が117億円、貸出金の増加が651億円、預金の増加が457億円、コールローン等の減少が821億円あったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは868億円（前連結会計年度比1,151億円増加）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券の売却・償還による収入1,640億円、有価証券の取得による支出1,428億円、有形固定資産取得による支出11億円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは192億円（前連結会計年度比178億円増加）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

第三回第三種優先株式を取得し消却（公的資金の返済）したことによる支出602億円、劣後特約付借入金の返済による支出55億円、配当金支払17億円等により、財務活動によるキャッシュ・フローは674億円（前連結会計年度比1,028億円減少）となりました。

この結果、当連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高は716億円（前連結会計年度比387億円増加）となりました。

(4) 連結自己資本比率（国内基準）

連結自己資本比率（国内基準）は、平成26年3月末より新基準（バーゼル）で算出しており、8.91%となりました。

	平成25年3月31日（％）	平成26年3月31日（％）
連結自己資本比率（国内基準）	12.95	8.91

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社は、当行を中心に、お客様へのご便宜を一層図るため、店舗の機能性向上など諸設備の更新・保守に努めております。また、事務の合理化・事務の多様化に対処するための投資を行っております。

銀行業では、当連結会計年度において、事務機械を中心に1,421百万円の設備投資を行いました。リース業では、9百万円、その他の事業では、124百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成26年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	リース資産	その他の有 形固定資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
当行		本店他 70か店	千葉県 千葉市 美浜区他	銀行業	店舗	56,601 (24,552)	10,930	6,254	1,721	864	19,771	1,148
		東京支 店	東京都 中央区	銀行業	店舗	- (-)	-	48	-	8	57	24
		事務セ ンター	千葉県 千葉市 美浜区	銀行業	事務・ 配送セ ンター	- (-)	-	224	-	41	265	23
		社宅他 4か所	千葉県 千葉市 美浜区他	銀行業	社宅・ 寮・厚 生施設	2,088 (1,908)	7	54	-	0	62	-
連結 子会 社	千葉総合 リース株 式会社		千葉県 千葉市 中央区	リース 業	事務機 械等	- (-)	-	21	11	14	46	19
	ちば興銀 カード サービス 株式会社		千葉県 千葉市 中央区	信用保 証・ク レジット カード業	事務機 械等	- (-)	-	6	2	1	9	17
	ちば興銀 ビジネス サービス 株式会社 他1社		千葉県 千葉市 美浜区	その他	事務機 械等	- (-)	-	-	3	142	146	140

(注) 1. 当行の主要な設備の太宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。

2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め1,681百万円であります。

3. 当行のその他の有形固定資産は、事務機械248百万円、その他666百万円であります。

4. 当行の両替業務を主とした成田空港出張所、店舗外現金自動設備108か所は上記に含めて記載しております。

5. 上記には、関連会社に貸与している建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

千葉県千葉市 建物 82百万円

6. ちば興銀ビジネスサービス(株)、ちば興銀コンピュータソフト(株)の設備は僅少のため、一括で記載しております。なお、その主なものは事務機械、車両であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年 月
						総額	既支払額			
当行	真砂支店	千葉県 千葉市 美浜区	移転	銀行業	店舗等	131	-	自己資金	平成26年2月	平成26年5月
	本店 他	千葉県 千葉市 美浜区他	新設入替	銀行業	事務機械	117	-	自己資金	-	-

- (注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2. 事務機械の主なものは平成27年3月までに設置予定であります。

(2) 売却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	296,000,000
第一種優先株式	1,250,000
第二種優先株式	5,000,000
第三種優先株式	35,000,000
第四種優先株式	7,500,000
第五種優先株式	7,500,000
計	296,000,000

(注)1. 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

2. 平成26年6月27日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数から第三種優先株式を削除しました。変更後の発行可能株式総数296,000,000株、普通株式296,000,000株、第一種優先株式1,250,000株、第二種優先株式5,000,000株、第四種優先株式7,500,000株、第五種優先株式7,500,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	50,722,045	同 左	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)1
第一回第一種優先株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	1,250,000	同 左	-	(注)2、5
第二回第二種優先株式	5,000,000	同 左	-	(注)3、5
第四回第四種優先株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	6,400,000	同 左	-	(注)4、5
計	63,372,045	同 左		

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

(注)2. 第一回第一種優先株式については、当行普通株式の終値の平均値に基づき取得価額を算出していることから、株価の下落により、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する場合があります。取得価額は、取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値により算出され、毎年9月18日に有効な取得価額を下回る場合に修正されます。但し、取得価額の下限は1,000円であります。(下記「6.取得請求権」参照)なお、提出日現在の取得価額は下限取得価額である1,000円であるため確定しております。

下記「3.第一種の優先株式の消却」に記載のとおり、当行はいつでも第一種の優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる旨定めております。また、下記「7.金銭を対価とする取得条項」に記載のとおり、法令上可能な範囲内で第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる旨定めております。

当該優先株式の権利の行使に関する事項、及び当行の株券の売買に関する事項について、当該優先株式所有者との間において特段の取決めはありません。

提出日現在第一回第一種優先株式の取得及び普通株式の交付はありません。

第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金

毎年3月31日現在の第一種の優先株式の株主（以下第一種の優先株主という）に対し、普通株式の株主（以下普通株主という）に先立ち第一種の優先株式1株につき100円の優先配当金を支払う。ただし、当該3月31日に終了する事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。また、平成11年9月30日を基準日とする優先中間配当金については支払わず、平成12年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき53円82銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、第一種の優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第一種の優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第一種の優先株主に対し、普通株主に先立ち第一種の優先株式1株につき50円の優先中間配当を支払う。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第一種の優先株主に対し、普通株主に先立ち、第一種の優先株式1株につき4,000円を支払う。第一種の優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 第一種の優先株式の消却

当行はいつでも第一種の優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

4. 議決権

第一種の優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

5. 第一種の優先株式の併合または分割、株式の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第一種の優先株式については株式の併合または分割を行わない。また、第一種の優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利、新株予約権付社債の割当てを受ける権利または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えない。

6. 取得請求権

第一種の優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して、自己の有する第一種の優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、第一種の優先株主が取得の請求をした第一種の優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一種の優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得を請求することができる期間

平成12年9月18日から平成26年9月16日までとする。ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会の日までの期間を除く。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第一種の優先株式の取得と引換えに、第一種の優先株主が取得の請求をした第一種の優先株式数に第一種の優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）を乗じた額を下記(3)ないし下記(5)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種の優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、平成12年9月18日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所の当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数は除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初取得価額の下限は、1,000円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成13年9月18日から平成25年9月18日までの毎年9月18日（以下それぞれ取得価額修正日という）における時価が当該取得価額修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は、当該取得価額修正日以降時価に修正されるものとする。

ただし、当該時価が1,000円（以下下限取得価額という）を下回るときは、下限取得価額に修正されるものとする。

この場合に使用する時価は、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数は除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

イ. 第一種の優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む）を次に定める算式（以下取得価額調整式という）により調整する（以下調整後の取得価額を調整後取得価額という）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 取得価額調整式に使用する1株当たり時価（本(5)ハ.(i)に定義する。以下本(5)において同じ）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ）、その他の証券（以下取得請求権付株式等という）、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、その他の証券（以下取得条項付株式等という）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式について増加する普通株式数を除く）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（本(5)ニ.に定義する意味を有する。以下本()および本(5)ハ.()において同じ）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

ロ. 本(5)イ.(i)ないし()に掲げる場合のほか、株式の併合、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む）に変更される。

ハ.

() 取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日（以下調整日という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する）とする。

() 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整日の前日において有効な取得価額とする。

()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(本(5)イ.(i)ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない)の、基準日がない場合は調整日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く)に当該取得価額の調整の前に本(5)イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、本(5)イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、本(5)イ.()の場合には0円、本(5)イ.()の場合には価額とする。

ニ. 本(5)イ.()および本(5)ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ. 本(5)イ.(i)ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、本(5)イ.(i)ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ヘ. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

7. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当行は、平成22年9月18日以降、取締役会が別に定める日(以下取得日という)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、かかる優先株式を取得すると引換えに、下記(2)に定める財産を第一種の優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種の優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記6.に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 当行は、第一種の優先株式の取得と引換えに、第一種の優先株式1株につき、第一種の優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)に経過優先配当金相当額(取得日において、取得日の属する事業年度の初日(同日を含む)から取得日(同日を含む)までの日数に100円を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)をいう。ただし、取得日の属する事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする)を加えた額の金銭を交付する。

8. 一斉取得

当行は、平成26年9月16日までに当行に取得されていない第一種の優先株式の全てを、平成26年9月17日(以下一斉取得日という)をもって取得する。この場合、当行は、かかる第一種の優先株式を取得すると引換えに、各第一種の優先株主に対し、その有する第一種の優先株式数に第一種の優先株式1株当たりの払込金相当額(ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。上記「一斉取得価額」は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が1,000円を下回るときは、一斉取得価額は1,000円とする。第一種の優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

9. 取得請求または一斉取得により発生する単元未満株式の買取り

第一種の優先株式の取得請求または一斉取得により単元未満株式が発生する場合、当行は、会社法に定める単元未満株式の買取請求がなされたものとしてこれを買取る。

(注)3. 第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株式に先立ち本優先株式1株につき104円の優先配当金を支払う。ただし、平成12年8月15日から平成13年3月31日までの229日間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき65円25銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき52円の優先中間配当金を支払う。ただし、平成12年度においては中間配当は行わず、優先配当金のみの支払とする。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき4,000円を支払う。本優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 優先株式の消却

(1) 当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(2) 当行は、平成19年3月31日以降いつでも、本優先株式1株につき4,000円で本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

4. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない。また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

6. 普通株式への転換

本優先株主は、普通株式への転換請求権を有しない。また、普通株式への一斉転換も行われない。

(注) 4. 第四回第四種優先株式については、当行普通株式の終値の平均値に基づき取得価額を算出していることから、株価の下落により、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する場合があります。なお、取得を請求することができる期間は、平成32年4月1日から平成40年3月30日までとしております。取得請求期間において、毎年4月1日および10月1日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値が算出されない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に修正されます。但し、取得価額の下限は223円であります。(下記「4. 普通株式を対価とする取得請求権」参照)また、下記「5. 金銭を対価とする取得条項」に記載のとおり、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる旨定めております。

当該優先株式の権利の行使に関する事項、及び当行の株券の売買に関する事項について、当該優先株式所有者との間において特段の取決めはありません。

第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 第四種優先期末配当金

当行は、定款第11条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された第四種優先株式を有する株主(以下「第四種優先株主」という。)または第四種優先株式の信託受託者(以下「第四種優先信託受託者」という。)、第四種優先株式の登録株式質権者(以下「第四種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の信託受託者(以下「普通信託受託者」という。)、普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第四種優先株式1株につき年220円(ただし、平成25年3月31日を基準日とする第四種優先期末配当金については、第四種優先株式1株につき年48.22円。また、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において定款第12条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。)の期末配当金(以下「第四種優先期末配当金」という。)を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第四種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対しては、第四種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第四種優先期末配当金相当額

第四種優先株式1株当たりの経過第四種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第四種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対して定款第12条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

3. 議決権

第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、()各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終了の時より、()第四種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第四種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して自己の有する第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は当該第四種優先株主がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第四種優先株主に対して交付するものとする。

(2) 取得を請求することができる期間

平成32年4月1日から平成40年3月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株主が取得の請求をした第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎年4月1日および10月1日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値が算出されない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は223円とする（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ. 第四種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

()取得価額調整式に使用する1株当たり時価（下記八.()に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

()株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

()取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（下記二.に定義する。以下、本()、下記()および()ならびに下記八.()において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- () 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

- () 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ．上記イ．()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

八．

- () 取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

- () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.()b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.()b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- ニ.上記イ.()ないし()および上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ.上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ.上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト.取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。
- (9)合理的な措置
上記(4)ないし(8)に定める取得価額(第6項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- (10)取得請求受付場所
みずほ信託銀行株式会社
- (11)取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。
- 5.金銭を対価とする取得条項
- (1)金銭を対価とする取得条項
当行は、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの10連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、あらかじめ金融庁長官の確認を受けている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、第四種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第4項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第2項(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第四種優先期末配当金相当額を計算する。

6. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第四種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

7. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8. 優先順位

第一種優先株式、第二種優先株式および第四種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注)5. 第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式及び第四回第四種優先株式については、単元株式数は100株であります。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。なお、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一回第一種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで)	第92期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

第三回第三種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで)	第92期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

なお、平成25年7月4日付で、第三回第三種優先株式の全株式(17,150千株)を取得及び消却しております。

第四回第四種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで)	第92期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年1月11日(注)1	6,400	80,522	16,000	73,941	16,000	48,792
平成25年1月11日(注)2	-	80,522	16,000	57,941	16,000	32,792
平成25年6月28日(注)3	-	80,522	-	57,941	30,000	2,792
平成25年7月4日(注)4	17,150	63,372	-	57,941	-	2,792

(注)1. 新株発行の内容は次の通りであります。

有償 第三者割当 第四回第四種優先株式 6,400千株 発行価格 5,000円 資本組入額 2,500円

- 会社法第447条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本金の額16,000百万円を、同法第448条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本準備金の額16,000百万円をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。
- 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振替えたものであります。
- 第三回第三種優先株式の全株式17,150千株を取得及び消却したものであります。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	47	38	792	126	2	8,172	9,177	
所有株式数 (単元)	-	223,455	13,054	131,369	34,621	23	103,295	505,817	140,345
所有株式数の 割合(%)	-	44.17	2.58	25.97	6.84	0.00	20.42	100.00	

(注)1. 自己株式57,415株は「個人その他」に574単元、「単元未満株式の状況」に15株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が17単元含まれております。

第一回第一種優先株式

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	-	-	-	-	1	
所有株式数（単元）	-	12,500	-	-	-	-	-	12,500	-
所有株式数の割合（％）	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	

第二回第二種優先株式

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	-	-	-	-	1	
所有株式数（単元）	-	50,000	-	-	-	-	-	50,000	-
所有株式数の割合（％）	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	

第四回第四種優先株式

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	3	-	155	-	-	7	165	
所有株式数（単元）	-	2,800	-	60,540	-	-	660	64,000	-
所有株式数の割合（％）	-	4.37	-	94.59	-	-	1.03	100.00	

(7)【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	15,833,910	24.98
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	1,698,200	2.67
坂本飼料株式会社	千葉県銚子市松岸町3-216-1	1,349,700	2.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,257,600	1.98
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	1,148,900	1.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	975,400	1.53
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	926,800	1.46
千葉興業銀行行員持株会	千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2	764,417	1.20
京葉瓦斯株式会社	千葉県市川市市川南2-8-8	687,806	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1-8-11	665,400	1.04
計		25,308,133	39.93

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	95,839	18.96
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	14,982	2.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	12,576	2.48
坂本飼料株式会社	千葉県銚子市松岸町3-216-1	12,497	2.47
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	10,889	2.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	9,754	1.93
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	9,268	1.83
千葉興業銀行行員持株会	千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2	7,644	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1-8-11	6,654	1.31
京葉瓦斯株式会社	千葉県市川市市川南2-8-8	5,878	1.16
計		185,981	36.81

- (注) 1. 平成25年7月1日付で、当行の株主である株式会社みずほ銀行(吸収合併消滅会社)と、株式会社みずほコーポレート銀行(吸収合併存続会社)が合併し、株式会社みずほ銀行の所有する当行の全株式が株式会社みずほコーポレート銀行に承継されたことにより、株式会社みずほコーポレート銀行が当行の主要株主となっております。なお、株式会社みずほコーポレート銀行は、同日付で株式会社みずほ銀行に商号変更しております。
2. 株式会社みずほ銀行は、平成26年5月7日に東京都千代田区大手町1-5-5へ住所変更しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第一種優先株式 1,250,000 第二回第二種優先株式 5,000,000 第四回第四種優先株式 6,400,000		前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	-		-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 57,400		前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,524,300	505,243	同上
単元未満株式	普通株式 140,345		同上
発行済株式総数	63,372,045		
総株主の議決権		505,243	

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,700株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が17個含まれております。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社千葉興業銀行	千葉市美浜区幸町 2 - 1 - 2	57,400	-	57,400	0.09
計		57,400	-	57,400	0.09

(9) 【ストックオプション制度の内容】

平成26年6月27日開催の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、取締役及び執行役員に対して新株予約権を割り当てることを、平成26年6月27日開催の取締役会において、決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

決議年月日	平成26年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 [募集事項] 3. に記載しております。
株式の数	28,700株 [募集事項] 3. に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使したことにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	[募集事項] 5. に記載しております。
新株予約権の行使の条件	[募集事項] 11. に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	[募集事項] 7. に記載しております。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	[募集事項] 9. に記載しております。

決議された新株予約権の募集事項については次のとおりであります。

[募集事項]

1. 募集新株予約権の名称

株式会社千葉興業銀行 第1回新株予約権

2. 募集新株予約権の付与対象者と総数

取締役 118個
執行役員 169個
合計 287個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、割当日(下記13. に定める。)後、当行が、当行普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当行が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当行は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。付与株式数の調整を行うときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間
平成26年7月15日から平成56年7月14日
6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 募集新株予約権の譲渡制限
募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当行取締役会の承認を要する。
8. 募集新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当行が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案前項のほか、当行と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当行が無償で取得し消却することができるものとする。
9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項
当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、下記 に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- (8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。
10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. その他の募集新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を一括して行使することができる。
- (2) 前項に関わらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該議案が当行の取締役会で承認された場合）には、新株予約権者は、当該承認日の翌日から15日間の期間内に限り本新株予約権を行使できるものとする。ただし、本募集事項第9項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (4) 上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。
12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法
各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は四捨五入）とする。

$$C = Se^{-qt} N(d) - Xe^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格（C）
- (2) 株価（S）：平成26年7月14日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- (3) 行使価格（X）：1円
- (4) 予想残存期間（T）：15年
- (5) ボラティリティ（ σ ）：15年間（平成11年7月15日から平成26年7月14日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り（q）：1株当たりの配当金（直近2期の実績配当金の単純平均値）÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数（N(・)）
上記により算出される金額は本新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。
割当てを受ける者が当行に対して有する報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務と相殺される。
13. 募集新株予約権を割り当てる日
平成26年7月14日
14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成26年7月14日
15. 募集新株予約権の行使請求及び払込みの方法
- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当行が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当行の指定する口座に当行の指定する日時までに振り込むものとする。
16. 募集新株予約権の行使請求受付場所
株式会社千葉興業銀行 総務部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）

17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社千葉興業銀行 本店営業部（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。）

18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当行募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
- (2) 当行は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当行の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

19. 本募集事項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

会社法その他の法令の規定等の改廃により、本募集事項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定及び本募集事項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、本募集事項を変更できるものとし、かかる変更は本募集事項と一体をなすものとする。

20. 発行要項の公示

当行は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

21. その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は取締役頭取に一任する。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得
会社法第155条第3号に該当する第三回第三種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号に該当する第三回第三種優先株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成25年7月1日)での決議状況 (取得期間 平成25年7月4日)	17,150,000	60,226,539,940
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	17,150,000	60,226,539,940
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0.0	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	0.0	0.0

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	2,214	1,674,271
当期間における取得自己株式	304	206,418

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	57,415		57,719	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

第三回第三種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	17,150,000	60,226,539,940	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	-		-	

3 【配当政策】

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当行は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)		1株当たり配当額(円)	
平成26年6月27日 定時株主総会決議	普通株式	151	普通株式	3
	第一回第一種優先株式	125	第一回第一種優先株式	100
	第二回第二種優先株式	520	第二回第二種優先株式	104
	第四回第四種優先株式	1,408	第四回第四種優先株式	220

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益剰余金として計上しております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	1,048	748	505	1,070	980
最低(円)	623	357	392	360	591

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	800	777	779	809	713	727
最低(円)	716	711	720	708	628	591

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役頭取 (代表取締役)		青柳 俊一	昭和30年7月12日生	昭和55年4月 当行入行 平成8年8月 国際部調査役兼ニューヨーク駐在員事務所長 平成15年7月 参事経営企画部担当部長 平成16年5月 参事経営企画部長 平成16年6月 執行役員経営企画部長 平成19年5月 常務執行役員 平成19年6月 常務取締役常務執行役員 平成21年6月 取締役頭取(現職)	平成26年6月から1年	普通株式 2,100
取締役副頭取 (代表取締役)		梅村 星児	昭和32年7月16日生	昭和55年4月 株式会社富士銀行入行 平成12年4月 同行生駒支店長 平成14年1月 同行市ヶ谷支店長 平成16年7月 株式会社みずほ銀行名古屋駅前支店長 平成18年3月 同行業務部支店業務第五ユニットユニット担当部長 平成20年12月 株式会社オリエントコーポレーション執行役員 経営企画グループみずほ連携部担当 平成22年4月 当行常務執行役員 平成22年6月 取締役副頭取(現職)	平成26年6月から1年	普通株式 3,500
専務取締役 専務執行役員		星野 智史	昭和32年3月12日生	昭和55年4月 当行入行 平成13年5月 土気南支店長 平成15年3月 審査部副部長 平成15年7月 審査部担当部長 平成16年5月 審査部長 平成16年7月 参事審査部長 平成17年6月 執行役員審査部長 平成18年5月 執行役員本店営業部長 平成19年5月 常務執行役員本店営業部長 平成20年4月 常務執行役員 平成20年6月 常務取締役常務執行役員 平成21年6月 専務取締役専務執行役員(現職)	平成26年6月から1年	普通株式 5,000
常務取締役 常務執行役員		岡本 繁雄	昭和30年9月13日生	昭和55年4月 当行入行 平成12年1月 行徳支店長 平成12年11月 浦安支店長 平成15年5月 野田支店長 平成16年7月 参事野田支店長 平成18年5月 参事千葉支店長 平成19年6月 執行役員千葉支店長 平成20年4月 執行役員本店営業部長 平成21年5月 常務執行役員 平成26年6月 常務取締役常務執行役員(現職)	平成26年6月から1年	普通株式 6,267
常勤監査役		田仲 直樹	昭和31年11月26日生	昭和55年4月 当行入行 平成13年12月 検見川支店長兼真砂支店長 平成16年1月 木更津支店長 平成17年5月 営業統括部第五エリア営業本部長 平成17年7月 参事営業統括部第五エリア営業本部長 平成19年5月 参事支店業務部長 平成19年6月 執行役員支店業務部長 平成20年6月 執行役員人事総務部長 平成21年7月 執行役員人事部長 平成23年4月 執行役員本店営業部長 平成24年4月 執行役員 平成24年6月 常勤監査役(現職)	平成25年6月から4年	普通株式 2,200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		稲葉 保実	昭和31年12月24日生	昭和55年4月 当行入行 平成16年1月 小倉台支店長 平成17年10月 松戸支店長 平成18年7月 参事松戸支店長 平成19年5月 参事営業統括部長 平成19年6月 執行役員営業統括部長 平成21年4月 執行役員本店営業部長 平成23年4月 執行役員人事部長 平成26年4月 執行役員 平成26年6月 常勤監査役(現職)	平成26年6 月から3年	普通株式 1,600
監査役		原口 秀夫	昭和27年7月5日生	昭和52年4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成13年6月 同社海上業務部長 平成14年1月 同社本店企業推進室長 平成14年4月 同社本店営業第五部長 平成14年7月 株式会社損害保険ジャパン本店営業第五部長 平成16年4月 同社北米部長 平成17年1月 同社休職(出向) 損保ジャパンアメリカ(ソノボ・ジャパン・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ) 平成19年4月 同社執行役員(休職) 損保ジャパンアメリカ(ソノボ・ジャパン・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ) 平成21年4月 同社常務執行役員 平成23年6月 同社顧問 平成23年6月 公益財団法人損保ジャパン美術財団常務理事 平成23年6月 当行監査役(現職) 平成24年6月 公益財団法人損保ジャパン美術財団専務理事(現職)	平成23年6 月から4年	普通株式 500
監査役		鈴木 伸弥	昭和30年5月21日生	昭和54年4月 安田生命保険相互会社入社 平成11年4月 同社山形支社長 平成13年4月 同社経営調査室長 平成16年1月 明治安田生命保険相互会社リスク管理統括部長 平成18年7月 同社商品部長 平成20年7月 同社執行役員商品部長 平成22年4月 同社常務執行役員 平成25年6月 当行監査役(現職) 平成25年7月 明治安田生命保険相互会社取締役会長 代表執行役員(現職)	平成25年6 月から4年	普通株式 400
計						普通株式 21,567

- (注) 1. 監査役原口秀夫及び監査役鈴木伸弥は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 当行は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
米倉 偉之	昭和27年6月4日生	昭和59年4月 弁護士登録 昭和59年4月 杉本・柳川・奥山法律事務所 (現 東京丸の内法律事務所) 入所(現職)	-

3. 当行では、機動的な業務執行体制と経営意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。平成26年6月27日現在の執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)は次のとおりであります。
常務執行役員 加藤重人、立野嘉明、伊藤広成
執行役員 松井一登、尾地隆一郎、大庭正和、糸日谷正利、戸田恭央、池田成樹、横山均、梅田仁司

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

<コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

当行は、企業活動の価値観の拠り所として、また活動を展開する上での判断基準として企業理念を定めております。企業理念である『地域とともに、お客さまのために、「親切」の心で』は、当行の存在意義、経営姿勢、行動規範を示したものであります。この企業理念の実践と併せて企業倫理を確立するために千葉興業銀行行動憲章を制定し、銀行の内外に公表するとともに、役職員全員の行動基準と位置付けております。行動憲章は、「1.揺るぎない信頼の確立、2.質の高い金融サービスの提供、3.法令やルールの厳格な遵守、4.社会とのコミュニケーション、5.従業員の人権の尊重等、6.環境問題への取組み、7.社会貢献活動への取組み、8.反社会的勢力との関係遮断」の8項目からなっております。この行動憲章の趣旨を踏まえ、コンプライアンス委員会、リスク統括部を設置し企業倫理の実践態勢、法令等遵守態勢を整備しております。また、経営方針や経営成績及び財政状態等、企業情報のディスクロージャーやアカウンタビリティ（説明義務）等の充実に努めております。意思決定、執行等に係る体制として、経営の最高意思決定及び監督機関である取締役会、頭取・CEOを議長として経営に係る重要事項を審議し決定する経営会議、頭取からの権限委譲により副頭取・COOを委員長として業務執行に関する事項を審議する経営執行委員会、の3機関を置き、経営の透明性確保と経営の迅速化に重点を置いたガバナンス体制を構築しております。

企業統治の体制の概要等

イ. 企業統治の体制の概要

当行は、取締役会を経営の最高意思決定及び監督機関とし、取締役会規程等に基づき、経営方針等の重要な業務執行の決定を行うとともに、業務の執行状況の報告を受け、その遂行状況の監督を行っております。取締役会には必ず監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。取締役会は4名で構成されております。また、監査役は、4名のうち半数の2名が社外監査役であります。取締役会の下部組織として、頭取・CEOを議長に、取締役、監査役、案件を担当する執行役員及び本部の部・室長を構成メンバーとする経営会議を置いており、銀行業務に関わる重要事項等を審議しております。具体的な執行に関わる企画等については、副頭取・COOと経営執行委員会に委ね、経営の効率化、執行のスピードアップを図っております。また、弁護士や税理士等と顧問契約を締結しており、必要に応じて適宜、専門家の意見を参考にいたしております。このように、十分な討議と意思疎通を図り、法令等を遵守した経営の意思決定が行える体制としております。

当行は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社の形態を採用しております。なお、監査役4名中2名は大企業の経営者としての経験と見識を有する社外監査役を選任しており、適法性の監査に加え、取締役会における決定や業務執行にあたり、その経験や見識に基づいたアドバイスを受けることができる状況にあります。

ロ. 内部統制システムの整備状況

(イ) 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、業務の適正を確保するため、以下の9項目の体制整備を図っております。

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、全行横断的なコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努めております。
- ・コンプライアンスの基本方針、コンプライアンスの基本方針細則、コンプライアンス統括部署を定めコンプライアンスの推進を行っております。
- ・部署毎にコンプライアンス管理者を設置し、コンプライアンスの遵守状況のチェックを実施しております。
- ・コンプライアンス活動の指針となるコンプライアンスマニュアルを整備するとともに、コンプライアンスプログラムを定め、コンプライアンス活動を具体的に実施しております。
- ・取締役会規程において、コンプライアンスに関する重要な事項を3ヶ月に1回以上取締役会に報告することを定めております。
- ・反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環と位置付け、統括部署をリスク統括部と定めるとともに、千葉興業銀行行動憲章、コンプライアンスマニュアル等の規程を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底しております。
- ・業務部門から独立した内部監査部門を監査部と定め、財務報告の信頼性を含む内部管理態勢の適切性及び有効性を検証しております。
- ・法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設置しております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・情報セキュリティポリシー等の情報管理関連規程類に従い、取締役の職務執行に関する情報を適切に保存・管理を行う体制を構築しております。
- ・取締役会議事録・資料、稟議書・報告書については重要情報として管理しております。
- ・株主や顧客に当行をご理解いただくため、当行の経営内容・方針等をより分かり易くお知らせすることを基本として、広報憲章を制定して広報・IR活動の充実を図っております。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・業務に内在する主要リスクに係る管理方針及び管理規程を定めております。
- ・方針・規程に沿って適切にリスクを管理するため、リスク毎にリスク管理部署を設置するほか、統括部署及び組織横断的なリスク管理委員会を設置しております。
- ・リスク管理部門は収益部門から分離させ、相互牽制機能が発揮できる体制を構築しております。
- ・当行の直面するあらゆる緊急事態によって、人命、当行の財産や社会的信用が失われるおそれがある場合に、通常業務を超えて事前・事後の緊急対策を実施しております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制度の導入と併せ、経営会議、経営執行委員会、各種委員会を設置し効率的な職務執行を確保できる体制を構築しております。
- ・取締役会は、経営計画を策定し、当行の業務に関する重要な事項を決定し、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。
- ・取締役会は職務分掌や職務権限を定め、効率的な運営を図るとともに相互に牽制する体制を構築しております。

当行並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当行の連結子会社については管理規程を定め、経営、コンプライアンス、各種リスクについて当行と同様の適正な業務運営を確保できる体制を構築しております。
- ・また当行は株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社であることから、同社がグループ統一の基準で定めた「子会社等経営管理規程」を遵守し同社の子会社である株式会社みずほ銀行に重要事項の事前通知・報告を行い経営管理を受けております。
- ・さらにリスク管理、コンプライアンス、内部監査については、株式会社みずほフィナンシャルグループが定めた基本方針に基づき株式会社みずほ銀行が定めた基本方針に則り、同行から管理を受けております。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・内規において監査役室を設置し、分掌業務を規定しております。

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役は、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めております。
- ・監査役室に属する使用人の人事異動・評価及び監査役室の組織変更については、常勤監査役の同意事項としております。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役会等諸会議への監査役への出席、取締役宛稟議・報告等の監査役への回覧、内部監査結果の監査役への報告の他、「監査役報告規程」を制定し、重要な事項について監査役へすみやかに報告される体制を構築しております。
- ・その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、担当役員が速やかに監査役へ報告を行っております。
- ・なお、上記に拘わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・内部監査部門による報告・連携など監査役監査の実効性確保に資する措置を講じております。
- ・代表取締役は常勤監査役と定期的に意見交換会を開催しております。
- ・監査役が経営会議等の重要会議に出席し意見を述べる事が可能な運営としております。

業務の有効性・効率性、財務諸表の信頼性、法令遵守といった内部統制の適切性及び有効性を検証するため、監査部による営業店・本部・連結子会社の監査、監査役監査、外部監査等により監査機能の充実・強化を図っております。

(ロ) リスク管理体制

当行は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、銀行業務に内在するリスクの規模、質に応じた適切なリスク管理体制を構築のうえ、リスクを正確に把握し適切に管理することにより経営の健全性の維持・向上に努め、経営基盤をより強固なものとすることをリスク管理の基本方針としております。主要なリスクについて、管理規程、所管部署を定め管理する体制とするとともに、各所管部署が管理しているリスクを統合的に管理する体制としてリスク統括部を設置する他、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置するなど、リスク管理の実効性向上に向けた体制の強化等に取組んでおります。

(ハ) コンプライアンス体制

銀行の持つ高い公共性、社会的責任の重さに対する認識のもと、コンプライアンスについては経営の基本原則と位置付けております。コンプライアンス委員会を設置して組織横断的な議論を行うほか、各部室店には、コンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者を配置してコンプライアンスを推進しております。

これまでも、コンプライアンスに係る諸規定の整備・充実・態勢の整備・強化を図ってまいりましたが、社会環境の変化に対応した法令等の制定・改正等について、その趣旨を十分理解し的確に対応すべく、研修の充実やコンプライアンス・プログラムの実施等により行内への周知徹底を図るなど、法令等遵守態勢のさらなる充実を図っております。

(ニ) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当行は、企業活動遂行上の行動基準と位置付けている「千葉興業銀行行動憲章」の一項目に「反社会的勢力との関係遮断」を掲げ、「反社会的勢力に対する基本方針」をホームページに公表し、反社会的勢力との関係遮断を明確に示し、研修等を通じて基本的な考え方を行内に周知徹底しております。また、規程類・マニュアル類を整備し、反社会的な勢力との具体的な対応要領をわかりやすく示すとともに、営業店・本部の連携、警察当局との連携により、反社会的勢力から接触があった場合にも、速やかに対応策を協議し適切な対応ができる体制を構築しております。反社会的勢力の定義がより明確化され、関係遮断に取組む姿勢が一層求められる中で、引き続き十分な行内態勢の構築・強化に取組んでまいります。

八．責任限定契約の内容の概要

当行は社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については、監査部の業務監査担当（13名）が、本部・営業店及び関連会社の内部管理態勢（コンプライアンス態勢、リスク管理態勢を含む）等の、適切性及び有効性の検証、問題点の改善方法の提言を行っております。また、資産監査室（3名）が本部・営業店の自己査定・信用格付、償却・引当の正確性及び適切性並びに与信管理状況の検証を行っております。

監査役監査については、株主の負託を受けた独立の機関として、4名の監査役（うち常勤監査役2名・非常勤（社外）監査役2名）が、監査役監査基準に則って、取締役が行う意思決定状況、法令等遵守、リスク管理、企業情報開示などを含む内部統制システムの構築・運用状況の監査、取締役会・経営会議等重要な会議への出席、諸会議議事録・稟議書類・各種報告書類等の閲覧、取締役及び行員から受領した報告内容の検証、当行の業務及び財産の状況に関する調査、営業店への往査等を行っております。

監査法人は、新日本有限責任監査法人であります。会計監査を行った公認会計士は菅原和信・加藤信彦であり、また補助者は11名（公認会計士4名、その他7名）となっております。新日本有限責任監査法人に対しましては、会計監査に加え、システム監査を依頼するなど外部監査機能の充実を図っております。

監査役と内部監査部門の連携については、毎月1回開催する業務監査報告会（監査部が実施する営業店業務監査の結果報告会）に監査役が出席し内部監査の結果について聴取し状況把握しております。また、監査部と監査役の意見交換会を毎月1回実施し、連携強化を図っております。監査役と会計監査人の連携の内容は、会計監査人の往査及び監査講評への立会い、会計監査人との意見交換会の開催等であります。監査役と会計監査人の連携の他、監査役は内部統制部門から必要に応じて報告等を受けるなど、実効性の高い監査の実施に努めております。

社外取締役及び社外監査役

当行の社外監査役は原口秀夫、鈴木伸弥の2名であります。社外監査役を選任するための独立性に関する基準等は特段定めておりませんが、社外監査役は当行との間に利害関係がなく独立性を堅持する人物を選任しております。社外監査役両氏は当行との間に利害関係のない立場で経営陣に対して独立性を堅持するとともに、監査役に求められる実効性や専門性の要素を兼ね備えております。中立・公正な立場で、適切かつ効率的な業務執行、企業倫理・法令等遵守、一般株主保護等の観点から客観的に監査を実施するなど、適切な監督機能を十分に発揮しております。また、社外監査役は会計監査人との意見交換会等に出席する等、会計監査人との連携を図る他、内部統制部門・内部監査部門から必要に応じて報告等を受けるなど、実効性の高い監査の実施に努めております。

社外監査役原口秀夫氏は、平成23年6月まで株式会社損害保険ジャパンの業務執行者でありましたが、以降、直接業務執行には携わっておりません。同氏が業務執行者であった株式会社損害保険ジャパンとは、預金等の経常的な取引や当行窓口で同社保険商品の取扱いがありますが、当行の預金量に占める取引の規模や取引の性質に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

社外監査役鈴木伸弥氏は、明治安田生命保険相互会社の代表執行役であります。明治安田生命保険相互会社とは、預金等の経常的な取引や当行窓口で同社保険商品の取扱い、及び同社からの借入金があります。いずれも取引の規模や性質に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

なお、社外監査役両氏を株式会社東京証券取引所に対して、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届出しております。

当行の経営陣から独立性を堅持する社外監査役2名と常勤監査役2名からなる監査役会と4名の取締役からなる取締役会の連携体制を中心として、十分な討議と意思疎通を図り、適切かつ効率的な業務執行、企業倫理・法令等遵守、一般株主保護等の観点から経営に対する監督機能を十分に発揮できる体制として現在の体制を採用していることから、社外取締役は選任しておりません。

役員の報酬等の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)		
		基本報酬	退職慰労金	
取締役	4	59	49	10
監査役（社外監査役を除く）	2	22	19	3
社外役員	2	4	4	0

（注）1．当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額を「退職慰労金」の欄に記載しております。

2．上記のほか、平成25年6月27日開催の第91回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金0百万円（監査役1名に対し0百万円）を支払っております。なお、本金額中には、過年度開示した役員退職慰労引当金の繰入額0百万円（監査役分0百万円）が含まれております。

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬は、定款の定めるところにより、株主総会の決議を得た額以内とされ、規程に基づき、職位等を勘案して決定されております。

今般、経営改革の一環として、役員報酬制度の見直しを行い、平成26年6月27日開催の第92回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役の業績及び企業価値向上への貢献意欲並びに株主重視の経営意識を従来以上に高めるため、株式報酬型ストックオプションの導入を決議いたしました。また、監査役の報酬については、中立性及び独立性を高めるため確定金額報酬のみとしております。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数	125銘柄
貸借対照表計上額の合計額	24,716百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
キッコーマン株式会社	1,033,564	1,712	安定株主として長期的に保有しております。
NK S Jホールディングス株式会社	717,562	1,409	同上
京葉瓦斯株式会社	2,700,750	1,215	同上
株式会社武蔵野銀行	320,308	1,181	同上
株式会社オリエンタルランド	65,000	995	同上
イオン株式会社	742,562	902	同上
東京海上ホールディングス株式会社	325,995	863	同上
京成電鉄株式会社	804,000	806	同上
株式会社ケーヨー	1,363,833	651	同上
株式会社みずほフィナンシャルグループ	3,062,309	609	同上
株式会社大垣共立銀行	1,539,350	526	同上
ユアサ・フナシヨク株式会社	2,282,905	495	同上
株式会社丸山製作所	1,625,879	440	同上
東急不動産株式会社	500,000	438	同上
株式会社クレディセゾン	151,800	355	同上
サッポロホールディングス株式会社	900,000	355	同上
株式会社クレックス	331,000	343	同上
安田倉庫株式会社	300,000	331	同上
株式会社肥後銀行	525,000	315	同上
東京建物株式会社	470,305	309	同上
住友不動産株式会社	86,000	309	同上
山崎製パン株式会社	216,832	277	同上
株式会社マツモトキヨシホールディングス	100,000	272	同上
フクダ電子株式会社	80,000	272	同上
関東天然瓦斯開発株式会社	378,843	250	同上
新日本建設株式会社	968,480	235	同上
日産化学工業株式会社	200,000	226	同上
T P R 株式会社	146,072	214	同上
株式会社四国銀行	731,900	211	同上
大多喜ガス株式会社	380,360	201	同上

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

(当事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
キッコーマン株式会社	1,033,564	2,012	安定株主として長期的に保有しております。
N K S Jホールディングス株式会社	717,562	1,902	同 上
イオン株式会社	1,192,562	1,386	同 上
京葉瓦斯株式会社	2,700,750	1,363	同 上
株式会社武蔵野銀行	320,308	1,095	同 上
株式会社オリエンタルランド	65,000	1,020	同 上
東京海上ホールディングス株式会社	325,995	1,009	同 上
株式会社ヤクルト本社	180,700	936	同 上
京成電鉄株式会社	804,000	719	同 上
株式会社ケーヨー	1,363,833	638	同 上
株式会社みずほフィナンシャルグループ	3,062,309	624	同 上
ユアサ・フナシヨク株式会社	2,232,905	555	同 上
K & Oエナジーグループ株式会社	341,565	484	同 上
株式会社大垣共立銀行	1,539,350	434	同 上
東京建物株式会社	470,305	416	同 上
東急不動産ホールディングス株式会社	500,000	385	同 上
株式会社丸山製作所	1,625,879	375	同 上
サッポロホールディングス株式会社	900,000	365	同 上
フクダ電子株式会社	80,000	364	同 上
大成建設株式会社	768,000	354	同 上
住友不動産株式会社	86,000	347	同 上
安田倉庫株式会社	300,000	329	同 上
株式会社マツモトキヨシホールディングス	100,000	328	同 上
株式会社クレディセゾン	151,800	311	同 上
日産化学工業株式会社	200,000	309	同 上
新日本建設株式会社	968,480	303	同 上
株式会社肥後銀行	525,000	288	同 上
山崎製パン株式会社	216,832	264	同 上
T P R 株式会社	146,072	229	同 上
株式会社大和証券グループ本社	255,000	228	同 上

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

八．保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	238	7	16	38
非上場株式	-	-	-	-

(注) 減損処理はありません。

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	1,952	11	84	46
非上場株式	-	-	-	-

(注) 減損処理はありません。

二．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

ホ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

取締役の定数

当行の取締役は16名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

自己の株式の取得

当行は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により、同条第1項に定める自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。また、優先株式における同法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の実施を可能とすることを目的とするものであります。

中間配当

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主、又は信託受託者、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当(中間配当)をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

種類株式の議決権

第一種、第二種、第四種及び第五種優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。」と定款に定めております。これらの種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしております。なお、提出日現在、発行済の優先株式は、第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式及び第四回第四種優先株式であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	65	-	65	8
連結子会社	-	-	-	-
計	65	-	65	8

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、システムリスク管理態勢に関する助言業務及び自己資本比率規制対応に関する助言業務の委託であります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類につきましては、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成25年9月27日内閣府令第63号）附則第2項により、改正前の銀行法施行規則に準拠しております。

2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類については、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成25年9月27日内閣府令第63号）附則第2項により、改正前の銀行法施行規則に準拠しております。

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会の行う研修等に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
現金預け金	40,493	78,146
コールローン及び買入手形	80,000	5,000
買入金銭債権	8,507	1,327
商品有価証券	132	110
有価証券	7, 11 541,215	7, 11 521,051
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,654,970	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,720,148
外国為替	5 2,169	5 2,823
その他資産	7 29,048	7 28,762
有形固定資産	9 20,204	9 20,155
建物	6,434	6,608
土地	10,937	10,937
リース資産	52	50
建設仮勘定	50	-
その他の有形固定資産	2,729	2,558
無形固定資産	2,784	2,763
ソフトウェア	2,332	2,321
リース資産	63	52
その他の無形固定資産	389	389
繰延税金資産	17,715	16,756
支払承諾見返	22,766	14,374
貸倒引当金	14,193	13,526
資産の部合計	2,405,813	2,397,895
負債の部		
預金	7 2,153,266	7 2,199,040
譲渡性預金	5,170	8,540
借入金	10 21,563	7, 10 19,312
外国為替	24	34
その他負債	14,293	20,367
退職給付引当金	6,149	-
退職給付に係る負債	-	8,672
役員退職慰労引当金	138	174
睡眠預金払戻損失引当金	698	884
支払承諾	22,766	14,374
負債の部合計	2,224,072	2,271,401
純資産の部		
資本金	57,941	57,941
資本剰余金	64,792	4,566
利益剰余金	48,991	55,819
自己株式	64	66
株主資本合計	171,661	118,260
その他有価証券評価差額金	8,289	7,363
退職給付に係る調整累計額	-	1,251
その他の包括利益累計額合計	8,289	6,112
少数株主持分	1,790	2,120
純資産の部合計	181,741	126,493
負債及び純資産の部合計	2,405,813	2,397,895

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
経常収益	53,990	52,555
資金運用収益	31,775	30,402
貸出金利息	25,951	25,399
有価証券利息配当金	5,486	4,564
コールローン利息及び買入手形利息	113	65
預け金利息	82	157
その他の受入利息	141	215
役務取引等収益	8,387	8,897
その他業務収益	3,609	2,208
その他経常収益	10,217	11,046
償却債権取立益	1,514	1,711
その他の経常収益	8,703	9,335
経常費用	42,943	40,691
資金調達費用	1,391	1,342
預金利息	1,121	1,078
譲渡性預金利息	3	4
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
債券貸借取引支払利息	-	0
借入金利息	255	246
その他の支払利息	9	11
役務取引等費用	2,498	2,699
その他業務費用	1,006	218
営業経費	25,255	25,162
その他経常費用	12,792	11,268
貸倒引当金繰入額	1,194	977
その他の経常費用	11,598	10,290
経常利益	11,046	11,864
特別損失	127	88
固定資産処分損	70	31
減損損失	57	56
税金等調整前当期純利益	10,918	11,776
法人税、住民税及び事業税	890	843
法人税等調整額	1,212	2,059
法人税等合計	2,102	2,903
少数株主損益調整前当期純利益	8,816	8,873
少数株主利益	141	317
当期純利益	8,675	8,555

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	8,816	8,873
その他の包括利益	17,666	1,913
その他有価証券評価差額金	7,666	913
包括利益	16,482	7,960
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	16,295	7,630
少数株主に係る包括利益	187	329

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	57,941	32,792	41,735	64	132,406
当期変動額					
新株の発行	16,000	16,000			32,000
資本金から剰余金への振替	16,000	16,000			-
剰余金の配当			1,419		1,419
当期純利益			8,675		8,675
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	32,000	7,255	0	39,255
当期末残高	57,941	64,792	48,991	64	171,661

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	669	-	669	1,602	134,678
当期変動額					
新株の発行					32,000
資本金から剰余金への振替					-
剰余金の配当					1,419
当期純利益					8,675
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,620	-	7,620	187	7,807
当期変動額合計	7,620	-	7,620	187	47,063
当期末残高	8,289	-	8,289	1,790	181,741

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	57,941	64,792	48,991	64	171,661
当期変動額					
剰余金の配当			1,727		1,727
当期純利益			8,555		8,555
自己株式の取得				60,228	60,228
自己株式の消却		60,226		60,226	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	60,226	6,827	1	53,400
当期末残高	57,941	4,566	55,819	66	118,260

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	8,289	-	8,289	1,790	181,741
当期変動額					
剰余金の配当					1,727
当期純利益					8,555
自己株式の取得					60,228
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	925	1,251	2,177	329	1,847
当期変動額合計	925	1,251	2,177	329	55,247
当期末残高	7,363	1,251	6,112	2,120	126,493

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	10,918	11,776
減価償却費	2,036	2,240
減損損失	57	56
貸倒引当金の増減()	669	666
退職給付引当金の増減額(は減少)	543	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	587
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2	36
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	177	185
資金運用収益	31,775	30,402
資金調達費用	1,391	1,342
有価証券関係損益()	1,636	1,676
為替差損益(は益)	255	146
固定資産処分損益(は益)	70	31
商品有価証券の純増()減	31	21
貸出金の純増()減	44,544	65,177
預金の純増減()	42,839	45,773
譲渡性預金の純増減()	990	3,370
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	2,744	3,248
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	38	1,132
コールローン等の純増()減	39,730	82,179
外国為替(資産)の純増()減	392	654
外国為替(負債)の純増減()	12	10
資金運用による収入	32,075	31,300
資金調達による支出	1,677	1,413
その他	59	4,332
小計	28,010	87,486
法人税等の支払額	321	679
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,331	86,807
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	150,656	142,884
有価証券の売却による収入	90,968	93,160
有価証券の償還による収入	63,649	70,936
有形固定資産の取得による支出	1,481	1,158
有形固定資産の売却による収入	3	-
無形固定資産の取得による支出	1,056	765
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,426	19,288
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	5,000	-
劣後特約付借入金の返済による支出	-	5,500
株式の発行による収入	31,805	-
配当金の支払額	1,419	1,727
自己株式の取得による支出	0	60,228
財務活動によるキャッシュ・フロー	35,385	67,456
現金及び現金同等物に係る換算差額	255	146
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,735	38,786
現金及び現金同等物の期首残高	24,104	32,839
現金及び現金同等物の期末残高	1 32,839	1 71,626

【注記事項】

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 4社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は親会社と同一であります。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：14年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は40,792百万円（前連結会計年度末は43,669百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年及び13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

会計基準変更時差異（4,863百万円）：15年による按分額を費用処理しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) リース取引の処理方法

（借主側）

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

（貸主側）

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前当期純利益は48百万円（前連結会計年度は76百万円）増加しております。

(11) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の連結子会社を除き税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、税効果調整後の未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び未認識会計基準変更時差異をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額として計上しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が8,672百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が1,251百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

【未適用の会計基準等】

1. 退職給付会計基準等（平成24年5月17日）

(1) 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当行は、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

2. 企業結合に関する会計基準等（平成25年9月13日）

(1) 概要

当該会計基準等は、子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、暫定的な会計処理の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当行は、改正後の当該会計基準等を平成27年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
破綻先債権額	930百万円	631百万円
延滞債権額	42,830百万円	34,517百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	-百万円	3百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
貸出条件緩和債権額	7,915百万円	8,622百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
合計額	51,675百万円	43,775百万円

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	10,613百万円	8,746百万円

6. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	2,004百万円	2,002百万円

7. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	49,225百万円	49,209百万円
担保資産に対応する債務		
預金	235 "	321 "
借入金	- "	2,881 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
有価証券	18,448百万円	18,522百万円
その他資産	55百万円	55百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
先物取引差入証拠金	3百万円	3百万円
保証金	1,763百万円	1,696百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
融資未実行残高	437,143百万円	436,997百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	388,432百万円	383,749百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
減価償却累計額	21,605百万円	22,159百万円

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
劣後特約付借入金	10,500百万円	5,000百万円

11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
31,681百万円	34,586百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
貸出金償却	1,623百万円	1,224百万円
株式等償却	0百万円	-百万円
信託受益権の償却	1,318百万円	-百万円

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	13,496	674
組替調整額	2,288	2,003
税効果調整前	11,208	1,329
税効果額	3,541	416
その他有価証券評価差額金	7,666	913
その他の包括利益合計	7,666	913

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	50,722	-	-	50,722	
第一回第一種優先株式	1,250	-	-	1,250	
第二回第二種優先株式	5,000	-	-	5,000	
第三回第三種優先株式	17,150	-	-	17,150	
第四回第四種優先株式	-	6,400	-	6,400	(注)1
合計	74,122	6,400	-	80,522	
自己株式					
普通株式	54	1	-	55	(注)2
合計	54	1	-	55	

(注)1. 第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	第一回第一種 優先株式	125	100	平成24年3月31日	平成24年6月29日
	第二回第二種 優先株式	520	104	平成24年3月31日	平成24年6月29日
	第三回第三種 優先株式	774	45.15	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	第一回第一 種優先株式	125	利益剰余金	100	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	第二回第二 種優先株式	520	利益剰余金	104	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	第三回第三 種優先株式	774	利益剰余金	45.15	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	第四回第四 種優先株式	308	利益剰余金	48.22	平成25年3月31日	平成25年6月28日

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	50,722	-	-	50,722	
第一回第一種優先株式	1,250	-	-	1,250	
第二回第二種優先株式	5,000	-	-	5,000	
第三回第三種優先株式	17,150	-	17,150	-	(注) 1
第四回第四種優先株式	6,400	-	-	6,400	
合計	80,522	-	17,150	63,372	
自己株式					
普通株式	55	2	-	57	(注) 2
第三回第三種優先株式	-	17,150	17,150	-	(注) 3
合計	55	17,152	17,150	57	

(注) 1. 平成25年7月の自己株式17,150千株消却に伴うものであります。

2. 単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 平成25年7月の自己株式17,150千株取得及び消却に伴うものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	第一回第一種 優先株式	125	100	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	第二回第二種 優先株式	520	104	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	第三回第三種 優先株式	774	45.15	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	第四回第四種 優先株式	308	48.22	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	151	利益剰余金	3	平成26年3月31日	平成26年6月30日
	第一回第一 種優先株式	125	利益剰余金	100	平成26年3月31日	平成26年6月30日
	第二回第二 種優先株式	520	利益剰余金	104	平成26年3月31日	平成26年6月30日
	第四回第四 種優先株式	1,408	利益剰余金	220	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金預け金勘定	40,493百万円	78,146百万円
定期預け金	5,000 "	5,000 "
その他預け金	2,653 "	1,520 "
現金及び現金同等物	32,839 "	71,626 "

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	8	8	-	0
無形固定資産	-	-	-	-
合計	8	8	-	0

当連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	6	6	-	0
無形固定資産	-	-	-	-
合計	6	6	-	0

2. 未経過リース料期末残高相当額等

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	1	0
1年超	0	-
合計	1	0
リース資産減損勘定の残高	-	-

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
支払リース料	3	1
リース資産減損勘定の取崩額	-	-
減価償却費相当額	0	0
支払利息相当額	0	0
減損損失	-	-

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

(貸主側)

転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額

1. リース投資資産 (単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
その他資産	411	325

2. リース債務 (単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
その他負債	410	326

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、地元中小企業への貸出業務、住宅ローンなどの各種ローン等を主要事業として認識し、地域金融機関としての金融サービス事業を展開しております。また運用の一環として有価証券投資を行っております。

このように、金利変動、元本毀損などの各種リスクが内在する金融資産及び金融負債を有していることから、当行グループはリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスク管理体制を構築し、各種リスクをコントロールするため「リスク管理の方針」のもと「リスク管理統括規程」を制定、リスクを統合的に管理する部署としてリスク統括部を設置するほか、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置し、規程に基づいた管理を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。その他、貸出金のうち貸出金利を固定とする約定でその期間が長期のものは金利の変動リスクにも晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び顧客向け売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

金融負債のうち主要なものは預金ですが、そのうち定期預金で期間が長期のものは金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、主として金利スワップ取引及び通貨スワップ取引、為替予約取引があります。これらは、顧客の財務上のニーズにお応えするため、並びに金利・為替変動に対する当行のリスクを軽減することを目的として取り扱っています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

また、与信ポートフォリオ管理の一環である大口与信管理として、審査関連部は、半期毎に「大口与信モニタリング制度」により大口与信先の状況等を経営へ報告するとともに、「信用貸出(未保全)限度額ガイドライン」を中心とした管理態勢を構築し、与信集中の防止に取り組んでおります。具体的には、「信用貸出(未保全)限度額ガイドライン」超過先は、経営宛に方針協議を行い、必要と判断された先については「個別社与信方針検討会」を実施しております。

有価証券の発行体、コールローンの相手先の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当行は金利の変動リスクを管理するため、部門を横断する機関として、ALM委員会を設置しております。

金利リスクを適切にコントロールするために、「金利リスク管理(金利ギャップ分析による管理)規程」に基づき、リスク管理部門(リスク統括部)により定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によるモニタリングを実施、そのモニタリング結果をALM委員会に報告・協議しております。ALM委員会では、そのモニタリング結果を元に、有効なリスク・コントロールを図るべく協議を行い、さらに月次で取締役会に金利リスクの状況を報告しています。

() 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、通貨ごとにポジションがスクエアになるよう日常的にコントロールし、管理しております。

() 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、市場関連リスクに関する管理諸規程に従い、適切にコントロールされています。具体的には半期毎に経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクリミットや損失限度額を設定し、管理しています。当行グループが保有している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先

の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、経営陣に定期的に報告されております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場関連リスク管理各種規程に基づき実施、管理しております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当行のリスク統括部において、「貸出金」、「有価証券」のうち時価を把握することが極めて困難と認められるもの以外のもの、「預金」、「外国為替」、「デリバティブ取引」など、いずれもトレーディング目的以外である主たる金融商品に対し、バリュー・アット・リスク（VaR）を用いて市場リスク量を計量しております。

このVaRの算定は、分散・共分散法（保有期間1日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

平成26年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,101百万円（前連結会計年度は2,220百万円）であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALM委員会を通して、経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した、適切な資金管理を行っております。また、日常の資金繰りは「ローンポジションの堅持」を基本方針として運営しており、市場性ある有価証券の保有等、流動性の確保に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	40,493	40,603	110
(2) コールローン及び買入手形	80,000	80,000	-
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	132	132	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	41,673	41,618	55
其他有価証券	497,324	497,324	-
(5) 貸出金	1,654,970		
貸倒引当金（*1）	11,914		
	1,643,055	1,656,521	13,466
資産計	2,302,678	2,316,200	13,521
(1) 預金	2,153,266	2,153,614	347
負債計	2,153,266	2,153,614	347
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	311	311	-
デリバティブ取引計	311	311	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	78,146	78,278	131
(2) コールローン及び買入手形	5,000	5,000	-
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	110	110	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	43,584	43,563	20
其他有価証券	475,223	475,223	-
(5) 貸出金	1,720,148		
貸倒引当金（*1）	11,847		
	1,708,301	1,723,553	15,252
資産計	2,310,366	2,325,729	15,362
(1) 預金	2,199,040	2,199,242	202
負債計	2,199,040	2,199,242	202
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	264	264	-
デリバティブ取引計	264	264	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引くことにより算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、発行体の信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による事業性貸出は、債務者の内部格付及び期間に基づく区分ごとに、保全を考慮した予想デフォルト率により算出した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローン及び消費者ローンは、期間に基づく区分ごとに、元利金合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くことにより時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する表示利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 （平成25年3月31日）	当連結会計年度 （平成26年3月31日）
非上場株式（*1）	2,214	2,240
組合出資金（*2）	2	3
合 計	2,216	2,243

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	17,525	-	5,000	-	-	-
コールローン及び買入手形	80,000	-	-	-	-	-
有価証券	70,863	128,248	143,845	105,524	52,398	3,010
満期保有目的の債券	9,960	21,475	7,107	131	-	3,000
うち国債	-	6,992	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	9,960	14,483	7,107	131	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	60,903	106,773	136,738	105,393	52,398	10
うち国債	29,140	49,432	50,017	38,527	10,324	-
地方債	8,080	7,376	7,990	24,681	15,660	-
社債	19,757	38,039	64,144	31,718	25,037	-
貸出金(*)	442,709	316,833	213,564	121,000	116,552	390,746
合計	611,098	445,082	362,409	226,524	168,950	393,756

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない144,433百万円、期間の定めのないもの9,131百万円は含めておりません。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	49,578	5,000	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	5,000	-	-	-	-	-
有価証券	33,935	166,486	195,204	68,087	13,152	2,004
満期保有目的の債券	16,775	14,928	9,764	117	-	2,000
うち国債	6,998	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	9,777	14,928	9,764	117	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	17,160	151,558	185,440	67,970	13,152	4
うち国債	2,005	65,334	47,619	47,010	-	-
地方債	2,238	8,472	20,326	14,631	8,607	-
社債	12,850	46,676	94,428	4,861	1,721	-
貸出金(*)	442,918	336,382	209,931	132,089	131,122	422,836
合計	531,432	507,869	405,136	200,176	144,274	424,841

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない135,577百万円、期間の定めのないもの9,288百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,024,400	106,881	21,985	-	-	-
合計	2,024,400	106,881	21,985	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,091,295	90,273	17,470	-	-	-
合計	2,091,295	90,273	17,470	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	0	0

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上 額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	6,992	7,142	150
	地方債	-	-	-
	社債	24,220	24,429	209
	その他	-	-	-
	小計	31,212	31,571	359
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	7,461	7,400	60
	その他	3,000	2,645	354
	小計	10,461	10,046	414
合計		41,673	41,618	55

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上 額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	6,998	7,025	26
	地方債	-	-	-
	社債	28,582	28,841	259
	その他	-	-	-
	小計	35,580	35,866	286
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	6,004	5,832	171
	その他	2,000	1,864	135
	小計	8,004	7,697	306
合計		43,584	43,563	20

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	17,379	10,845	6,534
	債券	385,422	379,428	5,993
	国債	146,078	144,921	1,157
	地方債	62,725	60,652	2,072
	社債	176,618	173,854	2,764
	その他	24,638	22,759	1,879
	小計	427,440	413,032	14,407
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,355	3,681	326
	債券	34,507	34,654	146
	国債	31,364	31,496	132
	地方債	1,065	1,066	1
	社債	2,077	2,090	13
	その他	32,022	33,814	1,791
	小計	69,884	72,150	2,265
合計		497,324	485,183	12,141

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	22,644	15,002	7,641
	債券	363,474	359,852	3,621
	国債	161,969	161,203	766
	地方債	46,611	45,236	1,374
	社債	154,893	153,412	1,480
	その他	39,407	38,263	1,144
	小計	425,526	413,118	12,407
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,258	2,481	222
	債券	13,309	13,340	30
	国債	-	-	-
	地方債	7,664	7,690	25
	社債	5,645	5,650	5
	その他	34,128	35,470	1,342
	小計	49,697	51,292	1,595
合計		475,223	464,411	10,812

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	489	24	8
債券	71,539	962	-
国債	59,422	448	-
地方債	4,759	266	-
社債	7,358	247	-
その他	8,668	1,674	85
合計	80,698	2,662	94

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	1,259	459	19
債券	81,895	849	179
国債	44,090	340	23
地方債	13,673	247	82
社債	24,131	261	73
その他	4,003	605	38
合計	87,157	1,913	237

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	12,141
その他有価証券	12,141
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産 (又は () 繰延税金負債)	3,640
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	8,501
() 少数株主持分相当額	211
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	8,289

当連結会計年度 (平成26年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	10,812
その他有価証券	10,812
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産 (又は () 繰延税金負債)	3,223
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	7,588
() 少数株主持分相当額	224
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	7,363

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	31,342	27,656	701	701
	受取変動・支払固定	31,342	27,656	373	373
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	3,090	3,028	12	12	
買建	3,090	3,028	12	12	
	合計			328	328

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	23,843	21,107	529	529
	受取変動・支払固定	23,843	21,107	261	261
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	7,810	7,770	64	64	
買建	7,810	7,770	64	64	
	合計			267	267

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約	50,105	23,616	15	15
	売建	4,286	-	27	27
	買建	946	-	6	6
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計			17	17

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約	41,809	34,855	27	27
	売建	5,959	-	39	39
	買建	869	-	7	7
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計			3	3

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を採用しております。
連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	18,883
年金資産 (B)	8,403
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	10,480
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	648
未認識数理計算上の差異 (E)	3,682
連結貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+ (E)	6,149
前払年金費用 (G)	-
退職給付引当金 (F)-(G)	6,149

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	金額(百万円)
勤務費用	531
利息費用	425
期待運用収益	177
数理計算上の差異の費用処理額	597
会計基準変更時差異の費用処理額	324
その他(臨時に支払った割増退職金等)	32
退職給付費用	1,732

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率 1.7%

(2) 期待運用収益率 2.5%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

(4) 数理計算上の差異の処理年数

10年及び13年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により
按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしている)

(5) 会計基準変更時差異の処理年数

15年

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、平成26年4月1日よりキャッシュバランスプラン類似型制度を採用しております。当該制度では、在職中の資格ポイントと勤続ポイントの累積により給付額が決定し、年金資産の運用や市場金利の影響を受けることはありませんが、年金受給期間中は、年金給付利率を市場金利（20年国債の過去5年平均）に応じて変更する制度です。

連結子会社は、退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額（百万円）
退職給付債務の期首残高	18,883
勤務費用	627
利息費用	318
数理計算上の差異の発生額	204
退職給付の支払額	829
過去勤務費用の発生額	984
その他	-
退職給付債務の期末残高	18,221

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額（百万円）
年金資産の期首残高	8,403
期待運用収益	210
数理計算上の差異の発生額	612
事業主からの拠出額	823
退職給付の支払額	501
その他	-
年金資産の期末残高	9,548

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

区分	金額（百万円）
積立型制度の退職給付債務	14,001
年金資産	9,548
非積立型制度の退職給付債務	4,453
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,219
	8,672

区分	金額（百万円）
退職給付に係る負債	8,672
退職給付に係る資産	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,672

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

区分	金額(百万円)
勤務費用	627
利息費用	318
期待運用収益	210
数理計算上の差異の費用処理額	678
過去勤務費用の費用処理額	-
会計基準変更時差異の費用処理額	324
その他	20
確定給付制度に係る退職給付費用	1,759

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

区分	金額(百万円)
未認識過去勤務費用	984
未認識数理計算上の差異	2,596
未認識会計基準変更時差異	324
その他	-
合計	1,936

(6) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	60.3%
株式	36.9%
その他	2.7%
合計	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.7%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	19,969百万円	18,355百万円
繰越欠損金	5,269	3,332
有価証券評価損	3,512	3,480
退職給付引当金	2,203	-
退職給付に係る負債	-	3,067
減価償却	291	261
その他	1,704	1,121
繰延税金資産小計	32,951	29,619
評価性引当額	11,594	9,639
繰延税金資産合計	21,356	19,980
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,640	3,223
その他	1	-
繰延税金負債合計	3,641	3,223
繰延税金資産の純額	17,715百万円	16,756百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	37.7%	37.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.1	2.3
住民税均等割等	0.1	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	2.9
評価性引当額の増減によるもの	19.4	16.6
その他	2.6	2.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.2%	24.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.7%から35.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産は342百万円減少し、法人税等調整額は342百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行本体における銀行業務を中心に、各連結子会社においてリース業務、信用保証業務及びクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは、当行及び連結子会社を基礎とした金融サービスに係る事業別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「信用保証・クレジットカード業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務など、総合的に銀行業務を行っております。「リース業」は、リース業務を営んでおります。「信用保証・クレジットカード業」は、信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務を営んでおります。

当連結会計年度の中間連結会計期間から、従来「その他」に含まれていた「信用保証・クレジットカード業」について量的重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	信用保証・クレジット カード業	計				
経常収益								
外部顧客に対する経常収益	45,245	7,416	1,064	53,726	263	53,990	-	53,990
セグメント間の内部経常収益	546	584	1,050	2,181	2,311	4,493	4,493	-
計	45,791	8,001	2,115	55,908	2,574	58,483	4,493	53,990
セグメント利益	10,177	101	1,183	11,462	155	11,618	572	11,046
セグメント資産	2,388,871	20,067	12,354	2,421,293	1,293	2,422,586	16,772	2,405,813
セグメント負債	2,212,123	18,845	9,100	2,240,070	371	2,240,441	16,369	2,224,072
その他の項目								
減価償却費	1,889	59	61	2,010	50	2,061	24	2,036
資金運用収益	32,141	8	125	32,275	0	32,275	499	31,775
資金調達費用	1,242	240	7	1,489	-	1,489	98	1,391
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-
特別損失	127	-	-	127	0	127	-	127
(固定資産処分損)	(70)	(-)	(-)	(70)	(0)	(70)	(-)	(70)
(減損損失)	(57)	(-)	(-)	(57)	(-)	(57)	(-)	(57)
税金費用	1,785	40	227	2,053	50	2,103	1	2,102
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,420	55	0	3,476	247	3,723	143	3,580

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。

3. 調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	信用保証・クレジット カード業	計				
経常収益								
外部顧客に対する 経常収益	43,646	7,784	1,287	52,718	227	52,946	391	52,555
セグメント間の内 部経常収益	631	629	1,016	2,277	2,194	4,472	4,472	-
計	44,278	8,414	2,304	54,996	2,422	57,419	4,863	52,555
セグメント利益	10,628	440	1,137	12,206	149	12,355	491	11,864
セグメント資産	2,382,230	21,038	8,905	2,412,174	1,479	2,413,653	15,758	2,397,895
セグメント負債	2,260,312	19,538	5,201	2,285,052	461	2,285,514	14,113	2,271,401
その他の項目								
減価償却費	2,064	55	60	2,180	121	2,301	61	2,240
資金運用収益	30,868	9	106	30,984	0	30,984	582	30,402
資金調達費用	1,186	229	7	1,423	-	1,423	81	1,342
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-
特別損失	88	-	-	88	0	88	-	88
（固定資産処分損）	(31)	(-)	(-)	(31)	(0)	(31)	(-)	(31)
（減損損失）	(56)	(-)	(-)	(56)	(-)	(56)	(-)	(56)
税金費用	2,487	175	187	2,850	53	2,903	0	2,903
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,867	25	9	1,902	381	2,283	34	2,248

（注）1．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。

3．外部顧客に対する経常収益の調整額 391百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。その他の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

4．セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	27,956	8,553	7,416	10,063	53,990

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	27,587	7,031	7,784	10,151	52,555

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

記載すべき重要な事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	1,207円85銭	1,289円27銭
1株当たり当期純利益金額	137円11銭	124円37銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	64円63銭	76円11銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	181,741	126,493
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	120,543	61,173
うち少数株主持分	百万円	1,790	2,120
うち優先株式払込金額	百万円	117,025	57,000
うち優先配当額	百万円	1,727	2,053
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	61,197	65,320
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	50,666	50,664

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	8,675	8,555
普通株主に帰属しない金額	百万円	1,727	2,254
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	1,727	2,053
うち中間優先配当額	百万円	-	-
うち配当優先株式に係る消却差額	百万円	-	201
普通株式に係る当期純利益	百万円	6,947	6,301
普通株式の期中平均株式数	千株	50,667	50,665
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	1,207	1,734
うち優先配当額	百万円	1,207	1,533
うち配当優先株式に係る消却差額	百万円	-	201
普通株式増加数	千株	75,508	54,914
うち優先株式	千株	75,508	54,914
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く)、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、24円70銭減少しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（％）	返済期限
借入金	21,563	19,312	1.29	
再割引手形	-	-	-	
借入金	21,563	19,312	1.29	平成26年4月～ 平成35年3月
1年以内に返済予定のリース債務	191	171	-	
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	340	262	-	平成27年4月～ 平成32年1月

（注）1．「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。

2．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3．借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	9,620	3,632	1,059	-	-
リース債務（百万円）	171	112	82	48	16

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しておりません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

（2）【その他】

当連結会計年度における四半期情報

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益（百万円）	13,476	26,164	38,814	52,555
税金等調整前四半期（当期）純利益金額（百万円）	3,306	5,658	8,756	11,776
四半期（当期）純利益金額（百万円）	2,393	4,196	6,422	8,555
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	47.24	78.85	122.78	124.37

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額（円）	47.24	31.60	43.93	1.59

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
現金預け金	40,489	78,143
現金	17,967	23,567
預け金	22,522	54,576
コールローン	80,000	5,000
買入金銭債権	8,507	1,327
商品有価証券	132	110
商品国債	30	12
商品地方債	101	97
有価証券	1,854,496	1,852,311
国債	184,435	168,968
地方債	63,790	54,275
社債	1,210,377	1,195,125
株式	23,229	27,403
その他の証券	59,663	75,539
貸出金	2,345,746	2,374,489
割引手形	69,956	67,611
手形貸付	65,911	68,490
証書貸付	1,425,398	1,485,733
当座貸越	157,479	162,653
外国為替	2,169	2,823
外国他店預け	1,343	1,343
買入外国為替	665	61,134
取立外国為替	169	345
その他資産	8,510	6,854
前払費用	0	-
未収収益	2,251	2,000
先物取引差入証拠金	3	3
金融派生商品	944	906
その他の資産	85,310	83,943
有形固定資産	20,263	20,155
建物	6,405	6,581
土地	10,937	10,937
リース資産	1,945	1,721
建設仮勘定	50	-
その他の有形固定資産	924	915
無形固定資産	2,392	2,224
ソフトウェア	2,007	1,839
その他の無形固定資産	385	385
繰延税金資産	17,256	15,749
支払承諾見返	18,908	14,371
貸倒引当金	10,001	10,332
資産の部合計	2,388,871	2,382,230

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
預金	8 2,161,259	8 2,206,969
当座預金	49,445	49,662
普通預金	1,040,558	1,100,644
貯蓄預金	27,595	27,881
通知預金	4,610	5,200
定期預金	1,024,786	1,008,956
定期積金	6	6
その他の預金	14,256	14,617
譲渡性預金	5,170	8,540
借入金	10,500	8 7,881
借入金	10 10,500	10 7,881
外国為替	24	34
外国他店預り	3	16
売渡外国為替	21	18
その他負債	9,483	14,935
未払法人税等	760	183
未払費用	1,876	1,913
前受収益	1,030	1,206
給付補填備金	0	0
金融派生商品	633	642
金融商品等受入担保金	-	34
リース債務	1,945	1,721
その他の負債	3,237	9,233
退職給付引当金	5,992	6,581
役員退職慰労引当金	86	113
睡眠預金払戻損失引当金	698	884
支払承諾	18,908	14,371
負債の部合計	2,212,123	2,260,312
純資産の部		
資本金	57,941	57,941
資本剰余金	64,792	4,566
資本準備金	32,792	2,792
その他資本剰余金	32,000	1,773
利益剰余金	45,803	52,128
利益準備金	3,291	3,636
その他利益剰余金	42,512	48,491
繰越利益剰余金	42,512	48,491
自己株式	64	66
株主資本合計	168,473	114,570
その他有価証券評価差額金	8,274	7,347
評価・換算差額等合計	8,274	7,347
純資産の部合計	176,747	121,917
負債及び純資産の部合計	2,388,871	2,382,230

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
経常収益	45,791	44,278
資金運用収益	32,141	30,868
貸出金利息	25,924	25,373
有価証券利息配当金	5,879	5,056
コールローン利息	113	65
預け金利息	82	157
その他の受入利息	141	215
役務取引等収益	7,575	8,090
受入為替手数料	1,784	1,779
その他の役務収益	5,791	6,311
その他業務収益	3,609	2,208
外国為替売買益	750	566
商品有価証券売買益	1	-
国債等債券売却益	2,621	1,441
金融派生商品収益	234	200
その他の業務収益	0	0
その他経常収益	2,465	3,109
償却債権取立益	1,492	1,623
株式等売却益	42	472
その他の経常収益	930	1,013
経常費用	35,613	33,649
資金調達費用	1,242	1,186
預金利息	1,123	1,080
譲渡性預金利息	3	4
コールマネー利息	0	0
債券貸借取引支払利息	-	0
借入金利息	112	96
その他の支払利息	1	4
役務取引等費用	3,487	3,663
支払為替手数料	353	356
その他の役務費用	3,134	3,307
その他業務費用	1,006	218
商品有価証券売買損	-	0
国債等債券売却損	72	218
国債等債券償還損	933	-
営業経費	24,998	25,130
その他経常費用	4,879	3,450
貸倒引当金繰入額	830	1,386
貸出金償却	1,614	1,214
株式等売却損	22	19
株式等償却	0	-
その他の経常費用	2,411	829
経常利益	10,177	10,628
特別損失	127	88
固定資産処分損	70	31
減損損失	57	56
税引前当期純利益	10,050	10,540
法人税、住民税及び事業税	550	556
法人税等調整額	1,235	1,931
法人税等合計	1,785	2,487
当期純利益	8,265	8,053

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	57,941	32,792	-	32,792	3,007	35,950	38,957	64	129,628
当期変動額									
新株の発行	16,000	16,000		16,000					32,000
資本金から剰余金への振替	16,000		16,000	16,000					-
準備金から剰余金への振替		16,000	16,000	-					-
剰余金の配当					283	1,703	1,419		1,419
当期純利益						8,265	8,265		8,265
自己株式の取得								0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	32,000	32,000	283	6,561	6,845	0	38,845
当期末残高	57,941	32,792	32,000	64,792	3,291	42,512	45,803	64	168,473

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	657	657	130,285
当期変動額			
新株の発行			32,000
資本金から剰余金への振替			-
準備金から剰余金への振替			-
剰余金の配当			1,419
当期純利益			8,265
自己株式の取得			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,616	7,616	7,616
当期変動額合計	7,616	7,616	46,462
当期末残高	8,274	8,274	176,747

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	57,941	32,792	32,000	64,792	3,291	42,512	45,803	64	168,473	
当期変動額										
準備金から剰余金への振替		30,000	30,000	-					-	
剰余金の配当					345	2,073	1,727		1,727	
当期純利益						8,053	8,053		8,053	
自己株式の取得								60,228	60,228	
自己株式の消却			60,226	60,226				60,226	-	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	30,000	30,226	60,226	345	5,979	6,325	1	53,903	
当期末残高	57,941	2,792	1,773	4,566	3,636	48,491	52,128	66	114,570	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	8,274	8,274	176,747
当期変動額			
準備金から剰余金への振替			-
剰余金の配当			1,727
当期純利益			8,053
自己株式の取得			60,228
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	926	926	926
当期変動額合計	926	926	54,829
当期末残高	7,347	7,347	121,917

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：14年～50年
その他：3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は40,792百万円（前事業年度末は43,669百万円）であります。
 - (2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各発生年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年及び13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

会計基準変更時差異（4,863百万円）：15年による按分額を費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【表示方法の変更】

配当制限に関する注記については、該当する条文が削除されたため、記載しておりません。

なお、以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める一株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める一株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
株式	733百万円	733百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
破綻先債権額	715百万円	503百万円
延滞債権額	41,577百万円	33,673百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	-百万円	3百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
貸出条件緩和債権額	7,911百万円	8,618百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
合計額	50,204百万円	42,798百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
	10,613百万円	8,746百万円

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
2,004百万円	2,002百万円

8. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	49,225百万円	49,209百万円
担保資産に対応する債務		
預金	235 "	321 "
借入金	- "	2,881 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
有価証券	18,448百万円	18,522百万円
その他の資産	55百万円	55百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
保証金	1,735百万円	1,667百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
融資未実行残高	432,467百万円	432,453百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	388,432百万円	383,749百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
劣後特約付借入金	10,500百万円	5,000百万円

11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
	31,681百万円	34,586百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成25年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当事業年度(平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
子会社株式	733	733
関連会社株式	-	-
合計	733	733

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	18,539百万円	17,269百万円
繰越欠損金	5,269	3,332
有価証券評価損	3,512	3,480
退職給付引当金	2,148	2,328
減価償却	225	217
その他	1,609	1,035
繰延税金資産小計	31,304	27,664
評価性引当額	10,533	8,824
繰延税金資産合計	20,771	18,840
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,514	3,090
繰延税金負債合計	3,514	3,090
繰延税金資産の純額	17,256百万円	15,749百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	37.7%	37.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.3	2.6
住民税均等割等	0.1	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	3.1
評価性引当額の増減によるもの	19.1	16.2
その他	1.0	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.7%	23.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.7%から35.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産は336百万円減少し、法人税等調整額は336百万円増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	20,812	738	216 (35)	21,333	14,752	520	6,581
土地	10,937	-	0 (0)	10,937	-	-	10,937
リース資産	3,071	337	290	3,118	1,397	561	1,721
建設仮勘定	50	160	210	-	-	-	-
その他の有形固定資産	6,812	345	478 (21)	6,679	5,764	319	915
有形固定資産計	41,684	1,582	1,196 (56)	42,070	21,914	1,400	20,155
無形固定資産							
ソフトウェア	3,293	495	380	3,409	1,570	663	1,839
その他の無形固定資産	611	-	-	611	226	0	385
無形固定資産計	3,905	495	380	4,021	1,796	663	2,224

(注) 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	10,001	10,332	1,056	8,945	10,332
一般貸倒引当金	2,430	5,938	-	2,430	5,938
個別貸倒引当金	7,571	4,393	1,056	6,515	4,393
役員退職慰労引当金	86	27	0	-	113
睡眠預金払戻損失引当金	698	884	257	441	884
計	10,786	11,243	1,314	9,386	11,329

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・洗替による取崩額

睡眠預金払戻損失引当金・・・洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	760	183	760	-	183
未払法人税等	550	129	550	-	129
未払事業税	210	54	210	-	54

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	当行所定の算式により1単元当りの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする
公告掲載方法	東京都において発行する日本経済新聞に掲載する
株主に対する特典	「株主優待定期預金」による株主優待制度

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第91期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月27日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成25年6月27日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第92期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日） 平成25年8月9日 関東財務局長に提出。

第92期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年11月20日 関東財務局長に提出。

第92期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日） 平成26年2月13日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。 平成25年7月1日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。 平成25年7月1日 関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成25年7月19日 関東財務局長に提出。

事業年度（第91期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月20日

株式会社 千葉興業銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 信彦 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社千葉興業銀行の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社千葉興業銀行が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

株式会社 千葉興業銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 信彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第92期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。